龍ケ崎市 公共施設等総合管理計画

次世代へ繋ぐために〜縮充の推進による持続可能なカタチへ〜

令和5年3月 龍ケ崎市

目 次

弗 I 草	計画の概要	. 1
1 2 3 4 5 6	背景・目的 国の動向 計画の位置付け 計画期間 対象施設 これまでの取組	. 3 . 4 . 5
第2章	本市の現状と将来の見通し	12
1 2 3	人口の現状と将来の見通し財政の現状と将来の見通し 財政の現状と将来の見通し 市民の意識	15
第3章	公共施設等の現状と課題	21
1 2 3	公共施設の現状インフラの現状公共施設等の課題	26
第4章	課題解決に向けた公共施設等のマネジメント	29
1 2 3	公共施設等の管理に関する基本方針公共施設の管理に関する実施方針(取組)インフラの管理に関する実施方針(取組)	31
第5章	公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針	45
1 2 3 4 5 6 7 8	市民文化・社会教育系施設スポーツ・レクリエーション系施設産業系施設学校教育系施設 学校教育系施設保健福祉系施設公営住宅等 行政系施設	50 52 53 55 61 62
第6章	公共施設等マネジメントの実行	67
1 2 3	推進体制フォローアップの実施総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	69
資料編.		70
1 2	用語解説公共施設配置図	

背景・目的

本市では、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけてニュータウン開発や佐貫駅(現:龍ケ 崎市駅)周辺開発などの市街地整備に合わせて、小中学校などの公共建築物(以下「公共施設」と いう。)や道路などの社会基盤施設(以下「インフラ」という。)の多くを整備してきました。

日本全体(主に都市部)では、高度経済成長期(昭和30年代から昭和40年代後半)に集中的に 公共施設及びインフラ(以下「公共施設等」という。)を整備してきており、それと比較すると、本 市の公共施設等の老朽化の度合いはまだ高い状態ではありませんが、日本全体の傾向と同様に、時 代の経過とともに老朽化が進行し、これから一斉に更新時期を迎えることになります。

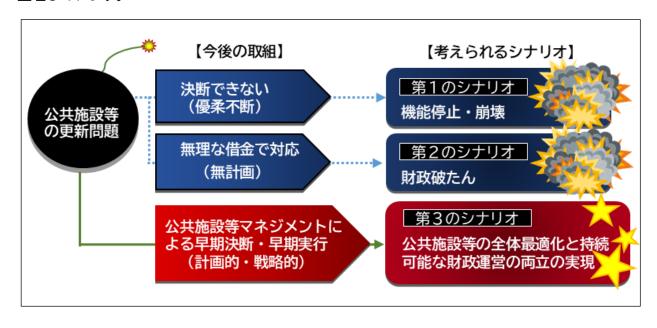
現在保有している施設(建物)及び施設の機能(行政サービス)をそのまま維持・拡大していく ということになると、多額の維持管理・更新や事業運営費用など(以下「トータルコスト」とい う。)が必要となりますが、厳しい財政環境下にあること、さらには、財政運営上の構造的なマイナ ス要因である少子高齢化や人口減少社会の進展を勘案すると、施設の総量を削減するなど、覚悟を 持って公共施設等の再編成を行い、トータルコストの縮減に取り組んでいく必要があります。

その一方で、社会経済情勢の変化に伴う需要の変化や多様なライフスタイルへの対応など、市民 にとって必要な機能は、維持・向上させていかなければなりません。

「公共施設等の量を減らしながらも質は向上させる」、この量と質両面の難しい課題を一体的に解 決できなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから 「公共施設等の更新問題」などと言われ、多くの自治体共通の問題となっています。

本市では、決断の先送りや無理な借金で対応することなく、公共施設等をマネジメントし、「早期 決断・早期実行」していくことにより、公共施設等が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、財 政状況の悪化を回避して「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」ことを 目的に、本計画を平成28(2016)年3月に策定し取組を進めています。

本計画では、公共施設等を対象に、市の資産の保有状況を把握・分析し、改修・更新費用などの 見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を 整理しています。



2 国の動向

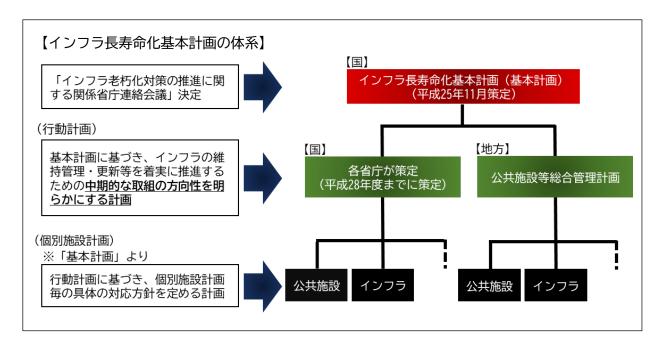
(1) インフラ長寿命化基本計画の策定

国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ(公共施設等)が今後一斉に老朽化する現状を受けて、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識の基、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどの方向性を示すことを目的として、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

(2) 行動計画(インフラ長寿命化計画)及び個別施設計画(個別施設毎の長寿命化計画) の策定

インフラ長寿命化基本計画に基づき、各インフラの管理者(国・地方公共団体等)は、インフラ(公共施設等)の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「行動計画」の策定が求められています。

また、行動計画に基づく個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設計画」の 策定も求められており、国においては、各省庁が所管するインフラ(公共施設等)について、計 画を策定しています。



計画の位置付け 3

(1) 位置付け

本計画は、「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」第9条に基づく、本市の公共施設の 管理運営に関する基本方針であり、また、国からの要請に基づき地方公共団体が策定する「行動 計画」に位置付けられます。

なお、本計画における公共施設等は、同条例(第2条)との整合を図り、次のとおりとしま す。ただし、下水道に関連する汚水・雨水ポンプ場及び農業集落排水の処理場に係る建築物は、 インフラに含めることとします。

〇公共施設

公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンタ 一、体育館その他の建築物(建築物に付帯する設備等を含む。)

〇インフラ(社会基盤施設)

社会資本として市が整備する道路、橋梁、横断歩道橋、下水道、河川、公園その他の工作 物

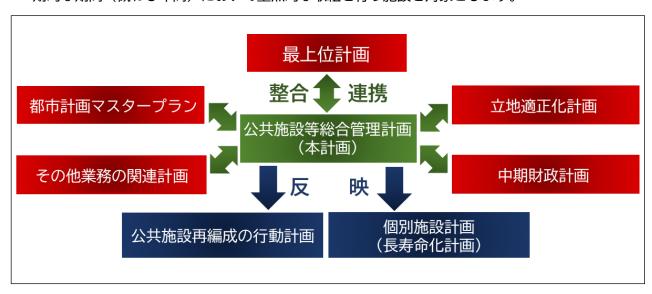
(2) 関連計画との関係

本計画は、本市が保有・管理するすべての公共施設等の維持管理・更新等に関連することか ら、本市の「最上位計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「中期財政計画」な どとの整合を図りながら取組を進めて行きます。

また、各施設を所管する部署において今後策定する長寿命化や施設整備等の個別施設計画の指 針とします。

なお、既に策定している個別施設計画については、本計画に沿うものとするため、本計画の見 直しなどに伴い必要となった場合には、適時、見直しを行うものとします。

このほか、個別の公共施設の具体的な見直しは、本計画を上位計画とした「公共施設再編成の 行動計画」で定めます。同計画は、持続可能な地域経営の観点から、長期的な視点を踏まえ、中 期的な期間(概ね5年間)において重点的な取組を行う施設を対象とします。



計画期間 4

計画期間は、見直しに伴う変更は加えず、策定当初の平成27(2015)年度から令和33(2051)年 度までの37年間とします。

本計画がこのような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数は数十年であり、維持管 理・更新費用の推計など、長期的な視点が必要であるためです。

なお、本市の最上位計画との整合や社会経済情勢の変化等に弾力的に対応するため、概ね5年ご とに見直しを行うこととします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
最上位計画	見直し				見直し				見直し				
本計画	見直し					見直し					見直し		
公共施設再 編成の行動 計画	第3期 策定					第4期 策定					第5期 策定		

5 対象施設

(1) 公共施設

公共施設は、令和3(2021)年度末時点で本市が保有・管理する施設のうち、延床面積が概ね 100 ㎡以上の施設を対象とし、次の87施設とします。

	分類	施設数	施設名称
市民文化・	コミュニティ関連施設	13	松葉コミュニティセンター
社会教育系	(地域コミュニティ施		長戸コミュニティセンター
施設	設)		大宮コミュニティセンター
			北文間コミュニティセンター
			馴柴コミュニティセンター
			長山コミュニティセンター
			川原代コミュニティセンター
			八原コミュニティセンター
			馴馬台コミュニティセンター
			龍ケ崎コミュニティセンター
			龍ケ崎西コミュニティセンター
			久保台コミュニティセンター
			城ノ内コミュニティセンター
	コミュニティ関連施設	4	市民活動センター
	(全市的コミュニティ施		市民交流プラザ
	設)		まいん「健幸」サポートセンター
			※旧市街地活力センター「まいん」 ※令和5(2023)年4月1日から「まいん健康サポートセンター に名称変更

		施設数	施設名称
			農業公園豊作村(総合交流ターミナル)
	文化施設	1	文化会館
	図書館	2	中央図書館
			図書館北竜台分館(民間施設借上)
	博物館	1	歴史民俗資料館
スポーツ・	体育館等	5	総合運動公園(総合体育館(たつのこアリーナ))
レクリエー			総合運動公園(陸上競技場(たつのこフィールド))
ション系施			総合運動公園(野球場(たつのこスタジアム))
設			高砂運動広場(高砂体育館)
			北文間運動広場(北文間体育館・スポーツサロン北
			文間館)
	レクリエーション施設・	2	農業公園豊作村(湯ったり館)
	観光施設		観光物産センター(民間施設借上)
産業系施設	産業振興施設	2	職業訓練共同施設
			農産物等直売所(たつのこ産直市場)
学校教育系	学校等(小学校)	11	龍ケ崎小学校
施設			馴柴小学校
			八原小学校
			松葉小学校
			馴馬台小学校
			城ノ内小学校
			大宮小学校
			川原代小学校
			龍ケ崎西小学校
			長山小学校
			久保台小学校
	学校等(中学校)	6	龍ケ崎中学校(旧愛宕中学校)
			城西中学校
			旧城南中学校
			中根台中学校
			城ノ内中学校
			長山中学校
	その他教育施設	3	学校給食センター第一調理場
			学校給食センター第二調理場
			教育センター
保健福祉系	保健衛生施設	1	保健センター
施設	社会福祉施設	1	地域福祉会館
	高齢福祉施設	2	総合福祉センター
			元気サロン松葉館(松葉小学校内)
	障がい福祉施設	3	障害福祉サービス事業所ひまわり園
			地域活動支援センター
			こども発達センターつぼみ園

	分類	施設数	施設名称
	児童福祉施設(保育所)	1	八原保育所
	児童福祉施設(学童保育	11	龍ケ崎小保育ルーム(龍ケ崎小学校内)
	ルーム)		馴柴小保育ルーム(馴柴小学校内・プレハブ)
			大宮小保育ルーム(大宮小学校内)
			川原代小保育ルーム(川原代小学校内)
			龍ケ崎西小保育ルーム(龍ケ崎西小学校内)
			松葉小保育ルーム(松葉小学校内)
			長山小保育ルーム(長山小学校内)
			馴馬台小保育ルーム(馴馬台小学校内)
			久保台小保育ルーム(久保台小学校内)
			八原小保育ルーム(八原小学校内・プレハブ)
			城ノ内小保育ルーム(城ノ内小学校内・プレハブ)
	児童福祉施設(その他児	2	さんさん館
	童福祉施設)		駅前こどもステーション(民間施設借上)
公営住宅等	公営住宅等	3	市営富士見住宅
			市営奈戸岡住宅
			市営砂町住宅
行政系施設	庁舎等	2	市役所庁舎(電算棟・附属棟含む)
			第二庁舎
	庁舎等 (出張所)	3	西部出張所
			東部出張所(さんさん館内)
			市民窓口ステーション(民間施設借上)
都市基盤系	公園(管理棟等を有する	3	森林公園(管理棟等)
施設	公園)		ふるさとふれあい公園(アトリエ棟等)
			龍ヶ岡公園(管理棟)
	駐輪場	3	龍ケ崎市駅東駐輪場
			佐貫中央第1駐輪場
			※令和5 (2023) 年4月1日から「佐貫中央第2駐輪場」と統合 し、「佐貫中央駐輪場」に名称変更
			佐貫中央第2駐輪場
			※令和5(2023)年4月1日に「佐貫中央第1駐輪場」と統合し 廃止
その他施設	_	2	市営斎場
			北竜台防犯ステーション

[※] 本計画の対象とした施設については、インフラ長寿命化基本計画により、原則、「個別施設計画策 定の対象とすること」とされていますが、本市の計画では、民間施設を賃貸している施設やリー スしている施設など、事業運営費用が主な支出となっている施設も含めて対象としていることか ら、一部施設については、個別施設計画策定の対象外とする場合があります。

(2) インフラ

インフラは、令和3(2021)年度末時点で本市が保有・管理する次の施設とします。

なお、ごみ処理施設、上水道施設等のプラントは、近隣自治体と構成する一部事務組合が管理 運営しているため本計画の対象外とし、本計画とは別に一部事務組合及び構成市町村と協議し、 維持管理・更新等について計画的に取り組んでいきます。

ア 道路(市道)

		1	幅員別延長(m)		
分類	6.5m以上	4.5m以上	2.5m以上	1.5m以上	1.5m未満
	6.5m以上	6.5m未満	4.5m未満	2.5m未満	1.3111木阀
一級路線	11,680.55	15, 481. 59	4, 355. 92	371.11	552.53
二級路線	16, 073. 46	22, 371. 11	9, 102. 88	948.69	141. 72
その他路線	77, 670. 30	243, 209. 54	320, 026. 61	96, 906. 56	22, 676. 04
合計	105, 424. 31	281, 062. 24	333, 485. 41	98, 226. 36	23, 370. 29
口司			841, 568. 61		

イ 橋梁

分	分類		
	一級路線	1	114.50
 15m以上橋	二級路線	1	35.50
13111以上個	その他路線	25	1,095.50
	小計	27	1,245.50
	一級路線	12	186.61
合計	二級路線	17	124.75
百百	その他路線	189	1,901.24
	全体	219	2, 212. 60

分	類	橋数	橋長(m)
	一級路線	11	72.11
15m以下橋	二級路線	16	89.25
	その他路線	164	805.74
	小計	191	967.10

ウ 横断歩道橋

	種別	橋数	橋長(m)
市町村道1級	市道第 1-432 号線	1	30.70

工 下水道

(ア)管路

a 公共下水道

分類	管径区分	口径別延長 (m)
汚水管きょ	150mm 以下	2, 848. 680
	200mm	59, 492. 730
	250mm	234, 195. 101
	300mm 以上	22, 453. 530
	800mm 以上	16, 532. 200
	計	335, 522. 241

分類	管径区分	口径別延長 (m)
雨水管きょ	250mm 以下	5, 560. 800
	300mm 以上	27, 312. 643
	600mm 以上	30, 752. 003
	1,000mm 以上	20, 196. 571
	2,000mm 以上	5, 125. 068
	3,000mm以上	1, 254. 300
	計	90, 201. 385

(出典)2繰龍ケ崎市下水道事業管路施設ストックマネジメント実施方針策定業務委託報告書

b 農業集落排水

分類	管径区分	口径別延長 (m)
汚水管きょ	200mm 以下	9, 091. 60

(出典)農業集落排水管きょ延長調書

(イ)ポンプ場・処理場管理棟

a 公共下水道ポンプ場

分類	名称	施設数	竣工年度	構造	延床面積 (㎡)
汚水中継ポンプ場	地蔵後中継ポンプ場	1	昭和 62 年度	鉄筋コンクリ ート造	571.97
雨水排水ポンプ場	佐貫排水ポンプ場	1	昭和 58 年度	鉄筋コンクリ ート造	707. 29

(出典)固定資産台帳

b 農業集落排水処理場

分類	名称	施設数	竣工年度	構造	延床面積 (㎡)
農業集落排水処理場	板橋・大塚地区浄化 センター	1	平成 11 年度	鉄筋コンクリ ート造	216. 644

(出典)固定資産台帳

オ 河川

種別	河川名	延長(m)	指定年月日
準用河川	西大塚川		昭和 56年1月28日
	横田川	490	昭和56年3月2日
	八代川	1,029	平成 12 年 6 月 19 日

(出典)茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定に基づく事務処理状況等の報告

力 公園

	種別	箇所数	割合 (%)	面積(㎡)	面積(ha)	割合 (%)
都市	街区公園	95	66.90	149, 223. 31	14.92	15.92
公園	地区公園	3	2.11	249, 385. 48	24.94	26.61
	近隣公園	9	6.34	168, 285. 23	16.83	17.95
	運動公園	1	0.70	122, 358. 06	12.24	13.05
	風致公園	1	0.70	5, 267. 00	0.53	0.56
	都市緑地	25	17.61	234, 359. 91	23.44	25.00
	小計	134	94.36	928, 878. 99	92.89	99.10
~	の他の公園	4	2.82	406.90	0.04	0.04
7 0	の他の緑地	4	2.82	8,001.93	0.80	0.85
	合計	142	100.00	937, 287. 82	93.73	100.00

これまでの取組

(1) 公共施設マネジメントの変遷

本市では、平成14(2002)年度にファシリティマネジメントを導入し、「公共施設マネジメン ト」と称して、仕様書及び単価の共通化による業務品質の向上と経費削減、予防保全の観点から 計画的な改修による施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を目標として全庁的に 取り組んできました。平成21(2009)年度からは、市の全施設について公共施設マネジメントを 導入し、全庁統一した考えで経費の削減に努めています。

また、平成24(2012)年度には、公共施設を対象とした「龍ケ崎市公共施設再編成の基本方 針」を県内でいち早く策定したほか、平成26(2014)年度には、方針に基づき個別具体の取組を 示した「第1期行動計画」、さらに、平成27(2015)年度には、基本方針にインフラを加えて本計 画へ移行するなど、継続的な取組を進めています。

【主な取組内容】

		144 <u>4</u> 4
年度	主な取組内容	備 考
平成 14 (2002)	・ 公共施設マネジメントの導入	・施設清掃や施設の保守点検にかかる委託費の占める割合が多い施設等を中心に「施設管理マネジメント業務」を外部に委託(平成 20 (2008) 年度終了)
		・たつのこアリーナ、文化会館、歴史民俗資料館に導入
平成 15 (2003)	11	・市役所庁舎、湯ったり館に導入
平成 18 (2006)	11	・市営斎場、中央図書館、中央公民館、総合福祉センターなど に導入
平成 19 (2007)	・「龍ケ崎市公共施設建築保全業 務積算要領」策定	・施設清掃や設備管理等を外部委託する場合の積算方法を統一
平成 20 (2008)	・「龍ケ崎市公共施設の適正管理 に関する規則」制定	・「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく施設の点検記録 ・設備等を設置又は取得したときの「設備管理カード」への記録などを義務付け
	・固定資産台帳整備	・財務諸表を総務省基準モデルにするための準備として固定資 産台帳を整備(平成 20 (2008) 年度~21 (2009) 年度)
平成 21 (2009)	・中長期保全(改修等)計画を策 定 ・公共施設マネジメントを全施設 に導入	・各公共施設のライフサイクルコストを算定(過去の改修履歴 等の洗い出しなど、全施設において実施)
平成 24 (2012)	・「龍ケ崎市財政運営の基本指針 等に関する条例」制定 ・「龍ケ崎市公共施設再編成の基	・公共施設再編成の取組を担保するため、公共施設の全体最適 化のための基本方針の策定と公表を義務付け ・計画期間40年、総量3割削減など
平成 26 (2014)	本方針」策定 ・「龍ケ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計 画」策定	・10 施設5事業のトライアル事業(複合化・多機能化等の検討) ・これまでの公共施設マネジメントの徹底継続 ・平成26(2014)年度から平成28(2016)年度の計画
	・「龍ケ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程」制定	・ 庁内検討組織の公共施設等マネジメント戦略会議を設置
	・「龍ケ崎市公共施設等マネジメ ント推進委員会条例」制定	・外部評価組織となる附属機関の設置
平成 27 (2015)	・龍ケ崎市公共施設等総合管理計 画」策定	・インフラを加え「龍ケ崎市公共施設再編成の基本方針」を引 継ぐ形で策定
平成 28 (2016)	・「龍ケ崎市公共施設再編成の第 2期行動計画」策定	・「龍ケ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計 画」からの継続及び他施設の取組を追加 ・平成29(2017)年度から令和4(2022)年度の計画
平成 30 (2018)	・「龍ケ崎市公共施設等総合管理 計画」一部修正	・資産の圧縮に関する考え方などを追加
令和3 (2021)	・龍ケ崎市公共施設等総合管理計 画」一部修正	・国の要請に基づき、有形固定資産減価償却率を追加

(2) 計画策定時からの取組成果

本計画の対象施設とした公共施設について、令和3(2021)年度末までに実施した施設の統合 などによる建物の解体(一部を含む)に伴い、延床面積が減少した施設は、下表のとおりとなっ ています。施設数の減少は無く、延床面積のみ 5,270.10 ㎡の減少となりました。

なお、学校のエレベーター棟の増築やリース施設の無償譲渡を受けたことなどにより、延床面 積が増加している施設もあることから、対象施設全体の面積は、わずかな減少となっています。

施記	設分類	施設名称	対象建物	減少面積 (㎡)
市民文化・社会 教育系施設	コミュニティ関連 施設(地域コミュ ニティ施設)	長戸コミュニティ センター分館 (旧長戸小学校)	・第1~3期校舎	2, 175. 23
学校教育系施設	学校等(小学校)	旧北文間小学校	・第1~3期校舎 ・プール附属棟	1, 807. 16
学校教育系施設	その他教育施設	教育センター	・体育館	603.00
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎	・旧附属棟	684. 71

[※] 旧北文間小学校は、令和3 (2021) 年度から「北文間運動広場」として新たに活用しています。

第2章 本市の現状と将来の見通し

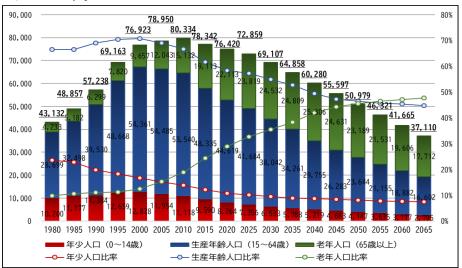
人口の現状と将来の見通し

(1) 人口の推移及び人口推計

本市の人口は、竜ケ崎ニュータウンへの入居が開始された昭和57(1982)年から大きく増加し てきましたが、平成 22(2010)年の 80,334 人をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつ あります。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による推計に準拠し、今後の本市の 人口推計を行ったところ、令和 47(2065)年で 37,110 人となり、令和2(2020)年の 76,420 人 と比較し、約48.5%の大幅な減少が見込まれています。

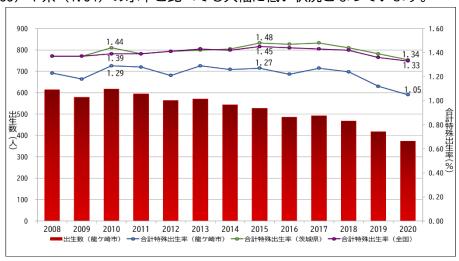
また、14 歳までの「年少人口」、15 歳から 64 歳までの「生産年齢人口」、65 歳以上の「老年人 口」の年齢3区分別人口の推移を見ますと、令和2(2020)年から令和47(2065)年の45年間の 対人口比で、年少人口が 3.3%減少、生産年齢人口が 13.7%減少する中で、老年人口は 18.8%の 増加が見込まれています。



(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成20(2008)年から平成27(2015)年までは年間500人以上を維持してき ましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和2(2020)年には400人を下回る状況となっ ています。

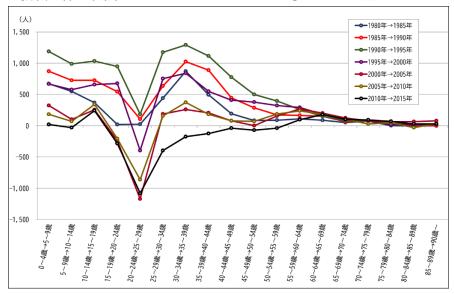
また、1人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」も、平成 30(2018) 年までは概ね 1.3 で推移してきましたが、令和元(2019)年には 1.12、翌年には 1.05 となり、同 年の国(1.33)や県(1.34)の水準と比べても大幅に低い状況となっています。



(3)年齢階級別人口移動の推移

昭和55(1980)年から5年ごとの年齢階級別の人口移動の推移を見ると、各年の移動傾向は変 わらないものの、徐々にマイナスヘシフトしており、長期的に転入数が減少し転出数が増加する 傾向にあることが分かります。

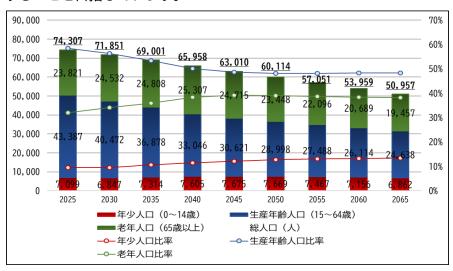
特に、「20~24歳→25~29歳」においては、1990年代後半から転出超過の状況が続いており、 2000年代に入ってからは、約1,000人の転出超過となっています。この要因としては、1つ前の 年齢階級(「15~19歳→20~24歳」)の状況を勘案すると、市内の学校等への就学のために転入し た学生などが、就職に伴い転出していることによるものと考えられます。



(4)目標人口

本市では、前記(1)から(3)を踏まえ、出生率の向上による人口規模の安定と人口構造の若返 り、そして、定住促進などの取組による転入増加と転出抑制策を講じていくことにより、目標人 口を令和 12 (2030) 年に 72,000 人、令和 27 (2045) 年に 63,000 人、令和 47 (2065) 年に 51,000 人と設定しています。

目標人口は、「龍ケ崎市人口ビジョン (2022 年度改訂版)」で示しており、目標とする合計特殊 出生率を、令和12(2030)年に1.5、令和22(2040)年に1.8、令和32(2050)年に人口置換水 準の2.1となるよう平均的に上昇させていくこと、また、目標とする人口の移動率を、最も減少 幅の大きい 20 歳台後半を約 70 パーセントに抑制し、40 歳台までの年齢の移動率のマイナスをゼ 口(均衡)にすることを目指しています。



2 財政の現状と将来の見通し

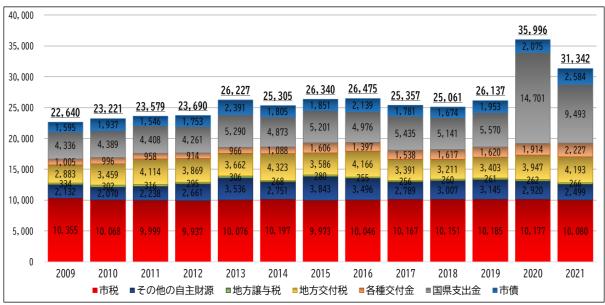
(1)歳入決算の推移

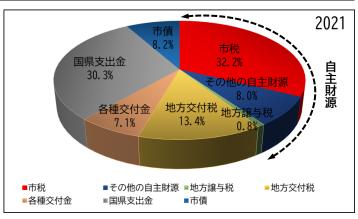
令和3(2021)年度の普通会計の歳入決算は313.42億円となり、過去最大規模となった令和2(2020)年度の359.96億円から大幅に減額となりました。新型コロナウイルス感染拡大により実施した、「特別定額給付金給付事業」の終了に伴う国庫支出金の大幅な減少によるものが主な要因です。

自主財源と依存財源の割合を見ますと、国県支出金の割合が近年の傾向よりも大幅に増加し、 全体の規模が拡大したことから、自主財源の割合は、これまでの概ね 51%から 40.2%と大幅に減 少しています。これらは、昨年度から続く、新型コロナウイルス感染症対策による一時的な変動 と考えられますが、依然として、地方交付税など国への依存度が高い状況となっています。

歳入決算額で最も大きな割合を占める市税のこれまでの推移を見ていきますと、世界的な金融 危機を契機とした企業業績の低迷による法人税割の大幅な減収等により、平成 20 (2008) 年度以 降やや減少傾向が続いていました。平成 25 (2013) 年度に、企業業績の回復傾向による「市民税 の増収」、「企業の設備投資等による固定資産税の増収」により上向き、それ以降、全体として増 減はあるものの、市税については、100 億円をやや超える水準で推移しています。

今後も、人口減少・少子高齢化の進展による担税力の低下が懸念され、さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が長期化することによる経済の低迷が懸念されるため、自主財源のより一層の確保に努めていく必要があります。





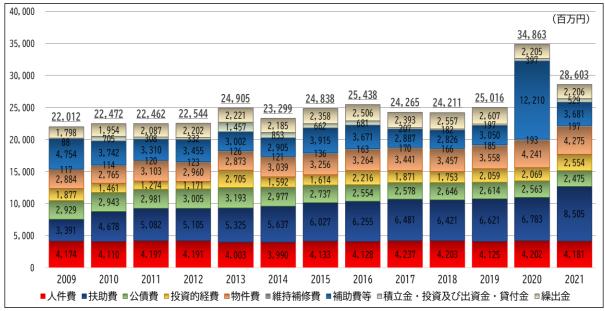
(2)歳出決算の推移

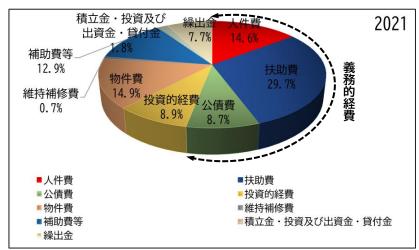
令和3(2021)年度の普通会計の歳出決算は286.03億円となり、歳入決算と同様に過去最大規 模となった令和2 (2020) 年度の 348.63 億円から大幅に減額となりました。主な要因は、新型コ ロナウイルス感染拡大により実施した、「特別定額給付金給付事業」の終了に伴う大幅な減少によ るものです。

歳出決算(性質別)を見ますと、扶助費が、新型コロナウイルス感染症に関する臨時特別給付 金等の臨時事業のほか、経常事業においても生活保護扶助費などの増加により、近年の 26%前後 から29.7%へ増加しています。

本市では、依然として義務的経費の割合が高く、中でも社会保障関係に要する扶助費が増加傾 向となっており、今後もその傾向は続くものと予想されます。

高齢化に伴う医療・介護の自然増など、喫緊の課題にも取り組まなければならない中で、新型 コロナウイルス感染症に伴う景気への影響の長期化が見込まれるなど、厳しい財政運営が求めら れます。

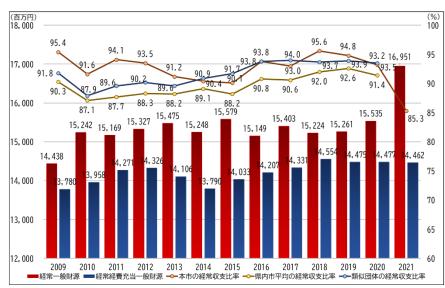




(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、近年の傾向としては改善傾向にありますが、依然として高い水準で推移しています。この指標は、毎年度、経常的に収入される一般財源(経常一般財源)に占める人件費や扶助費など、毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源(経常経費充当一般財源)の割合で算出されます。

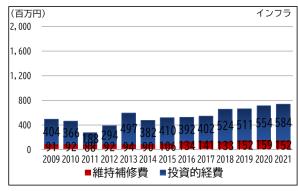
推移を見ますと、市債の償還ピーク期の平成 20 (2008) 年度に 98.0%に達しましたが、普通交付税の増加や財政健全化の取組により、平成 27 (2015) 年度には目標値である 90%以内に近づく 90.1%まで改善しました。平成 28 (2016) 年度以降は、実質的な普通交付税の減少や扶助費、繰出金の増加などにより再び上昇に転じて一進一退を繰り返していました。令和3 (2021) 年度は、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金等が増収となったほか、地方負担を考慮した普通交付税の追加交付などもあり、分母となる経常一般財源が大幅に増加したことから、経常収支比率は大幅に改善していますが、特殊要因によるものであり、硬直化が解消には至っていないのが実状です。



(4)維持補修費及び投資的経費の推移(普通会計及び公営企業会計決算)

公共施設等の維持管理・修繕等のための経費である維持補修費とその改修・更新等のための経費である投資的経費(災害復旧費等を除く。)については、下図のとおり、公共施設に要する経費の方が多くなっており、平成25(2013)年度は、小中学校の空調機整備等、平成28(2016)年度は、総合運動公園のリニューアルに伴う照明塔建設工事等により大幅に増加しています。近年では、公共施設においては、小中学校の情報通信ネットワーク環境構築や新学校給食センター建設等、インフラにおいては、例年の道路改良工事に加え、佐貫3号線の整備が主な内容となっています。



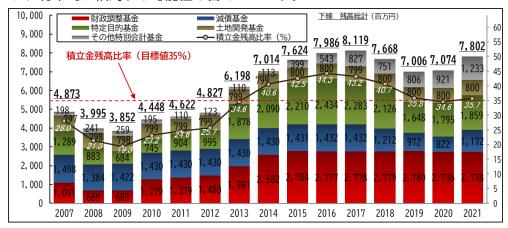


(5) 基金残高の推移

基金は、一般家庭で例えると「預貯金」に該当します。

本市では、平成20(2008)・21(2009)年度に40億円を下回って以降、累次の積増しを行い、 平成26(2014)年度には「龍ケ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則」に規定した、 積立金残高比率 35%以上という目標を達成しましたが、令和2(2020)年度には 34.6%と、7年 ぶりに目標値を下回る水準となり、令和3(2021)年度も 35.7%と目標値まで回復しましたが、 ほぼ横ばいで推移しています。

積立金残高比率は、基金残高の標準財政規模に対する割合で算定されることから、比率を上げ ていくためには、変動する標準財政規模を相対的に上回る基金を積立てていく必要があります が、人口減少社会の進展や景気変動による不安定な歳入環境、少子高齢化の進展による社会保障 関係費の増加など、積立原資を確保するのが難しい局面に来ており、当面、基金残高は減少傾向 が見込まれ、将来的に枯渇する可能性も含んでいます。



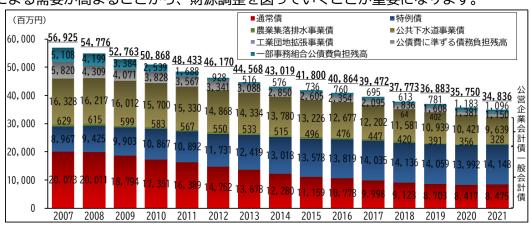
(6) 将来負担(地方債等残高)の推移

地方債は、一般家庭で例えると「借金(ローン)」に該当します。

本市では、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債の増加に伴い特例債の残高が増える-方、財政健全化の取組による新規借入れの抑制などにより通常債残高は減少傾向にあるため、平 成 26 (2014) 年度に特例債の残高が通常債を上回っています。

一般会計債全体では、緩やかな減少傾向となっていましたが、令和3(2021)年度は、新学校 給食センター整備事業債や臨時財政対策債の増加などにより、平成20(2008)年度以来の増加と なっています。

また、公営企業会計債は、公共下水道事業債や農業集落排水事業債の償還進捗に伴い減少して います。その他の将来の財政負担も着実に減少していますが、公共施設等の再編成や施設の長寿 命化による需要が高まることから、財源調整を図っていくことが重要になります。



3 市民の意識

公共施設等再編成について、市民の意識などを的確に把握するとともに、情報提供により問題 意識を共有するため、市民アンケートを実施しました。

調査結果を見てみると、市民は公共施設等の現状や課題に関心を持っているものの、問題意識 が共有されていないことがわかりました。

また、公共施設等再編成については、納得できる理由があれば施設の総量削減や機能の見直し もやむを得ないと考えている市民の割合が多いことがわかりました。

(1)調査概要

令和4(2022)年5月1日時点で、市内在住の満18歳以上80歳以下の方から、無作為抽出に より 2,000 名を対象に調査票を郵送し、同封した返信用封筒により回収する方法で実施しまし た。

◆ 調査期間:令和4(2022)年5月27日から令和4(2022)年7月1日まで

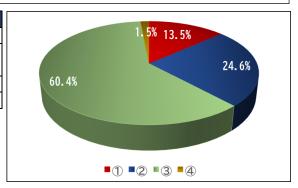
◆ 回 収 数:724件(回収率 36.2%)

(2)調査結果(一部抜粋)

●問8 「公共施設等の更新問題」について知っていますか。(○は1つ)

無回答まで含めると全体の 86.5%が「知らない」と回答しており、問題意識が共有されてい ないことがわかります。

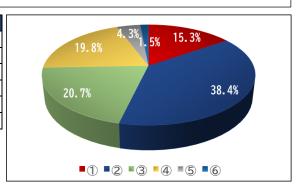
回答	件数	比率
①知っている	98	13.5%
②聞いたことはあるが、内容までは 知らない	178	24.6%
③知らない	437	60.4%
④ 無回答	11	1.5%



●問11 本市の公共施設等の現状や課題について、どの程度関心を持っていますか。(○は1つ)

全体の53.7%が「関心がある」と回答しており、問8の状況を踏まえると、情報提供の在り方 にも課題があることがわかります。

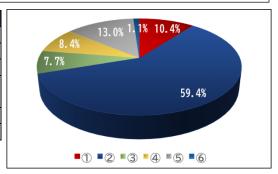
回答	件数	比率
①非常に関心がある	111	15.3%
②少し関心がある	278	38.4%
③ どちらとも言えない	150	20.7%
④ あまり関心がない	143	19.8%
⑤全く関心がない	31	4.3%
⑥無回答	11	1.5%



●問 14 公共施設の「総量の削減」について、あなたの考えに最も近いものを選択してくださ い。(Oは1つ)

全体の69.8%の人が「総量削減を推進」または「一定程度の削減はやむを得ない」と回答して おり、多くの人が公共施設再編成に理解を示していることがわかります。

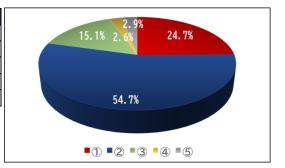
回答	件数	比率
① 総量削減を推進するべきである	75	10.4%
②一定程度の削減はやむを得ない	430	59.4%
③現状の規模を維持するべきである	56	7. 7%
④ 市民サービスを充実させるため、削減で はなく拡充させていくべきである	61	8.4%
⑤わからない	94	13.0%
⑥無回答	8	1. 1%



●問 16 公共施設等の再編成(施設の統合・廃止、移転・集約、民営化など)を進めると、施設 が遠くなったり、利用していたサービスや施設自体が無くなることがあります。このこ とについてどう思いますか。あなたの考えに最も近いものを選択してください。(○は1 つ)

全体の79.4%の人が、利用している身近な公共施設等についても再編成を「許容できる」と回 答しており、総論だけでなく、各論についても多くの人が理解を示していることがわかります。

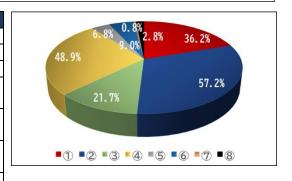
回答	件数	比率
①仕方がないことだと思う	179	24.7%
② 納得できる理由があれば許容できる	396	54.7%
③ 今より不便になるのは許容できない	109	15.1%
④ その他	19	2.6%
⑤ 無回答	21	2.9%



●問 17 公共施設等の再編成(施設の統合・廃止、移転・集約、民営化など)を進めるにあた り、どのような観点から見直すべきだと思いますか。(○は2つまで)

公共施設等再編成の見直しの観点について、「利用者が少ない」、「市民ニーズを満たしていな い」、「老朽化が進んでいる」の順に多くなっており、現実的な視点で、納得感を得やすい施設 から再編成を進めていくことを望んでいることがわかります。

回答	件数	比率
①老朽化が進んでいる施設	262	36.2%
②利用者が少ない施設	414	57.2%
③維持管理費や事業運営費が高い施設	157	21.7%
④ 社会情勢の変化などにより、市民ニー ズに合わなくなった施設	354	48.9%
⑤ 類似施設や代替施設が他市町村も含め て近隣にある施設	49	6.8%
⑥ 民間で同様のサービスが提供されている施設	65	9.0%
⑦その他	6	0.8%
⑧ 無回答	20	2.8%



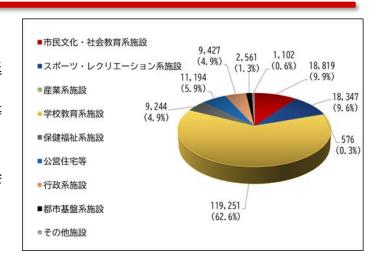
第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設の現状

(1) 保有状況

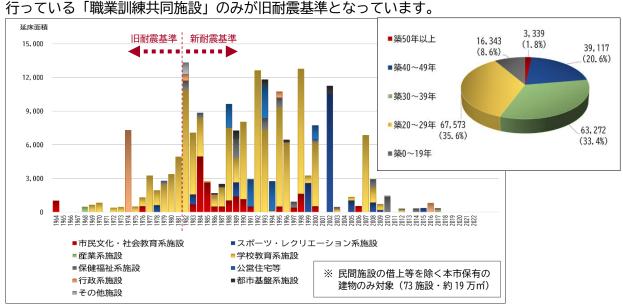
本市が保有・管理している公共施設 は、令和3(2021)年度末時点で87施 設、民間施設の借上等も含めた全体の延 床面積が約19.1万㎡となっています。

施設分類による内訳では、小中学校等の「学校教育系施設」が全体の6割(62.6%)を占めており、次いで、コミュニティセンター等の「市民文化・社会教育系施設」が9.9%、総合運動公園等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が9.6%と順に多くなっています。



(2) 施設整備の推移と耐震化状況

本市では、昭和49(1974)年の市庁舎の建設を皮切りに、ニュータウン開発により人口が急増した昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、小中学校や文化会館、図書館などの施設を集中的に整備してきました。このため、築30年以上の施設が55.8%と半数以上を占めています。また、耐震化の状況については、本市の公共施設の多くは昭和56(1981)年以降の新耐震基準で整備されており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しない構造基準となっています。旧耐震基準の施設についても、阪神・淡路大震災を契機として、学校施設を最優先に耐震化改修を推進した結果、耐震補強が必要な公共施設は実質ゼロとなっており、民間団体が全面的に管理運営を



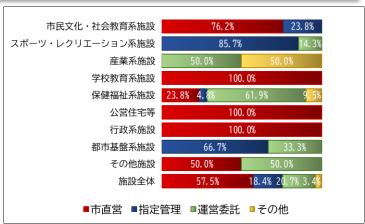
【参考】有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)の推移 有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行っ た結果として、資産の取得からどの程度経過しているかを全体と して把握することができる指標で、100%に近いほど、老朽化の程 度が高いことになります。



(3) 運営形態

施設の運営形態は、「市直営」、民間 事業者等が管理運営主体となる「指定 管理」、管理運営主体が市のまま民間 事業者等に業務を委託する「運営委 託」、民間事業者等への貸付等の「そ の他」と大きく分けられます。

施設全体では、市直営が全体の6割 (57.5%)を占め、順に運営委託が 20.7%、指定管理が18.4%、その他が 3.4%となっています。



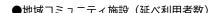
また、施設分類別では、学校教育系施設、公営住宅等、行政系施設が100%市直営となっていま すが、スポーツ・レクリエーション系施設と都市基盤系施設に市直営施設はなく、指定管理施設 がそれぞれ6割以上を占めています。

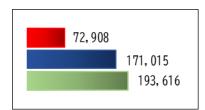
本市では、それぞれの施設に合った管理運営の在り方を検討しており、民間の技術・ノウハ ウ・資金等の活用(以下「民間活力の活用」という。)による利便性の向上や効率化によるコスト 削減を目指し、指定管理者制度の導入に取り組んでいます。

(4) 利用状況

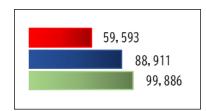
令和2(2020)年度までの各施設の利用状況は、次のとおりとなっています。新型コロナウイ ルス感染症感染拡大の影響により、近年、施設の休館などにより大幅に利用者が減少しているこ とから、影響前の利用状況と比較するため、平成30(2018)年度からの3年間を示しています。



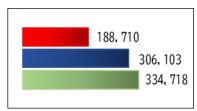




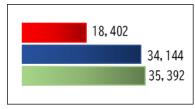
●図書館(延べ貸出し利用者数)

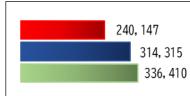


●体育館等(延べ利用者数)

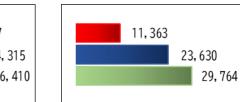


●地域コミュニティ施設(延べ利用者数) ●全市的コミュニティ施設(延べ利用者数) ●文化会館(延べ利用者数)





●図書館(延べ貸出し冊数)



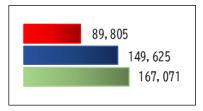
20, 281

●歴史民俗資料館(延べ利用者数)

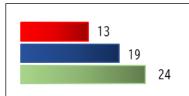
74.125

108, 518

●レクリエーション施設・観光施設(延べ利用者数)

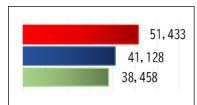




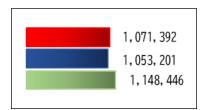


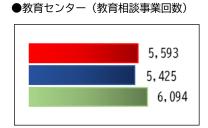


●農産物等直売所(延べ利用者数)



●給食センター(年間給食提供食数)





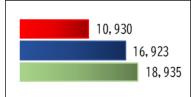
●小学校(各年5月1日時点児童数)

3,549

3,689

3,785

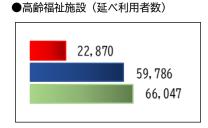
●保健センター(各種検診等延べ利用者数)●地域福祉会館(各種事業延べ利用者数)

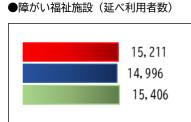


9,597

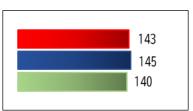
8,468

8,826

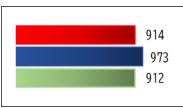




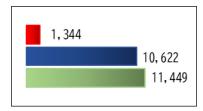
●八原保育所 (入所者数)



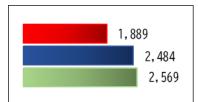
●学童保育ルーム(各年5月1日時点入所児童数)



●さんさん館(子育て支援センター延べ利用者数)

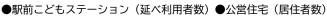


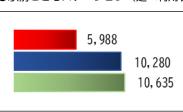
●さんさん館(ファミリーサポートセンター延べ利用者数)●さんさん館(保育ルーム(リフレッシュ保育)延べ利用者数)

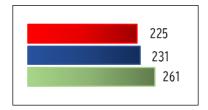


4,007 4,617

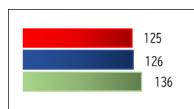
4,365

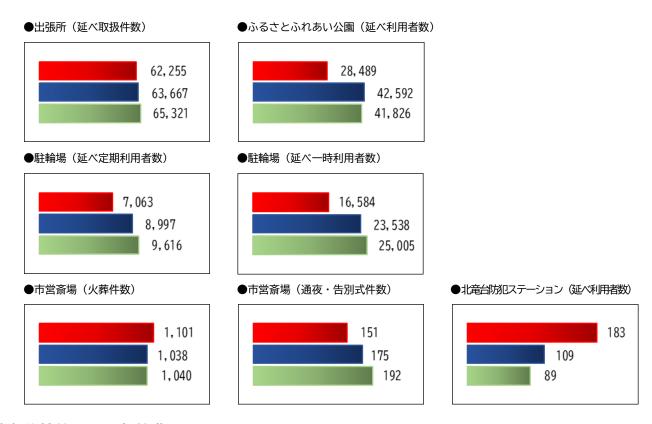






●公営住宅(利用戸数)



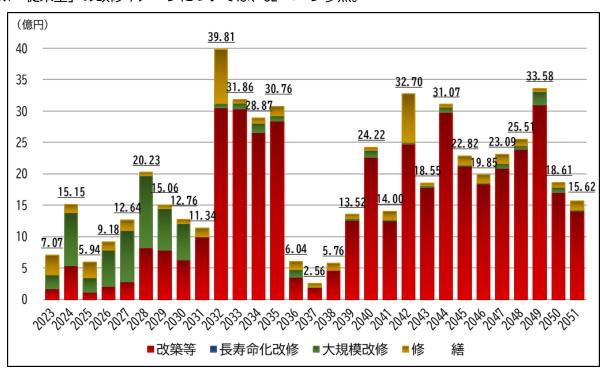


(5)維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更 新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和33(2051)年度までに必要な費用は548.17億円、年間平 均で 18.90 億円となっており、令和3(2021)年度までの5年間に掛かった公共施設の維持補修 費及び投資的経費の年間平均12.65億円と比較すると、年間6.25億円不足することが試算されて います。

※「従来型」の改修イメージについては、32ページ参照。



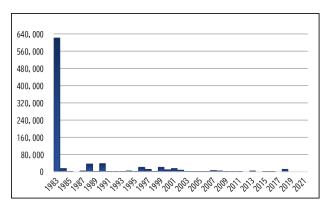
年程度使用されています。

2 インフラの現状

(1) 施設整備の推移

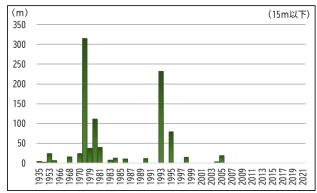
ア 道路(市道)

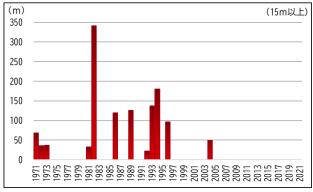
本市の道路は、道路台帳の整備等に伴い、 昭和58(1983)年度に7割の道路を一斉に認 定し供用が開始されており、その後、ニュー タウン開発等に合わせて、平成 20 (2008) 年 度頃までに多くの道路が整備されています。 昭和58(1983)年度に認定された道路は、 認定以前から使用されており、少なくとも 40



イ 橋梁

本市の橋梁は、1970 年代から 1990 年代前半にかけて多く整備され、架設後 30 年から 40 年経過 しています。



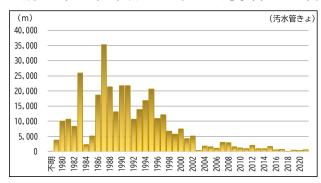


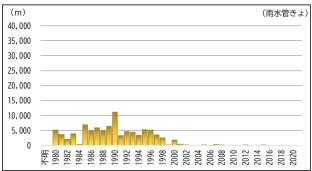
ウ 横断歩道橋

本市の横断歩道橋は、平成2(1990)年度に架設したと推察されている1箇所を管理していま す。

工 下水道

本市の下水道は、昭和 52(1977)年 12 月の公共下水道事業着手以来整備を進めてきており、平 成12(2000)年頃までに多くの汚水管きょ・雨水管きょが整備されています。





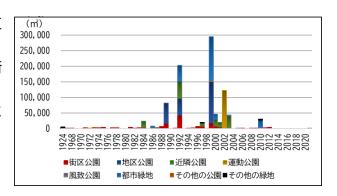
才 河川

本市の河川(準用河川)は、竜ヶ崎ニュータウン開発事業、並びに竜ヶ崎工業団地造成事業に 伴う雨水流出量の増大に対処するために整備されました。

力 公園

本市の都市公園は、身近な公園である「街区 公園」が7割を占めており、昭和33(1958) 年度に「新町住宅内公園」を開設して以降、街 の発展に合わせて開設しています。

その他主な公園では、平成4 (1992) 年度に 北竜台公園や蛇沼公園、平成11(1999)年度 に森林公園や龍ヶ岡公園を開設しています。

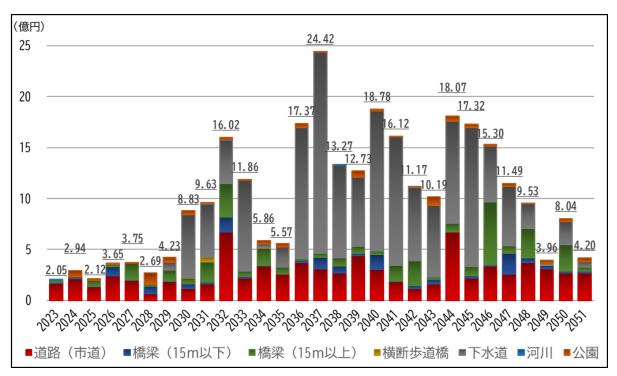


(2)維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更 新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和33(2051)年度までに必要な費用は291.15億円、年間平 均で 10.04 億円となっており、令和3(2021) 年度までの5年間に掛かったインフラの維持補修 費及び投資的経費の年間平均 6.62 億円と比較すると、年間 3.42 億円不足することが試算されて います。

※「従来型」の改修イメージについては、32ページ参照。



3 公共施設等の課題

これまで示してきた本市の現状や今後の見通しなどを踏まえ、「公共施設等の全体最適化と持続 可能な財政運営の両立を目指す」にあたっての課題を整理します。

【課題1】人口減少・少子高齢化への対応

- ◆ 総人口や年齢階級別にみる生産年齢人口の減少に伴い、将来世代が維持できる施設(建 物)に限りがあることから、施設の総量を削減していく必要があります。
- ◆ コンパクトシティを念頭に、市全体のバランスに配慮しながら、各地域や年齢階級別の人 口動熊を踏まえ、地域に必要な機能(行政サービス)をベースとした施設規模の見直しや 既存施設の有効活用など、施設の適正配置を行っていく必要があります。
- ◆ 縮充を念頭に、子育て環境の充実や高齢化を踏まえた福祉や地域交流機能の充実など、市 民ニーズの変化や多様なライフスタイルに対応していく必要があります。

【課題2】持続可能な財政運営に向けたトータルコストの縮減・平準化

◆ 人口減少に伴い、市民税等の自主財源の減少が予想される中で、少子高齢化の進展に伴う 福祉や医療などの社会保障費が増加していくことが見込まれており、財政運営は難しい舵 取りが求められます。このような中で、これから一斉に更新時期を迎える公共施設等の維 持管理・更新等に掛かる費用負担は非常に大きいものになります。このため、施設総量の 削減と併せて、官民連携(PPP/PFI)も踏まえた施設の効果的・効率的な維持管理や事業運 営の最適化による、トータルコストの縮減や支出時期の分散による平準化を図っていく必 要があります。

【課題3】老朽化への対応と施設機能の強化・充実

- ◆ 本市の公共施設は、築年数が30年以上の施設が5割を超えており、老朽化してきているこ とから、日常点検などにより施設の状態を見極めながら適切な時期に改修等を行うなど、 事故防止のため、安全確保にさらなる注意を払っていく必要があります。
- ◆ 公共施設の再編成の検討を踏まえ、今後も維持管理・更新等していく施設については、コ ストの平準化を踏まえた適切なタイミングで、長寿命化の改修や更新を行っていくことに なります。この際、現状の施設機能を維持するだけでなく、ユニバーサルデザインの導入 やカーボンニュートラルの取組などについて検討し、施設の利便性や価値の向上に取り組 んでいく必要があります。

【課題4】市民等との情報や意識の共有による問題解決の実現

◆ 公共施設等は、長い間市民に利用され親しまれていることにより、特に近隣の地域におい て身近な施設(建物)・機能(行政サービス)が再編成されることに対し、少なからず抵抗 を感じてしまいます。また、職員においても継続性を重視し、廃止や移転に二の足を踏ん でしまい、維持・拡充するという方向に進んでしまいがちです。このため、市民への情報 発信などによる問題意識の共有、そして、職員の意識啓発に取り組み、市の現状や将来を 見据えて、同じ方向を向いて議論が深められる土壌を育てていく必要があります。

【補足】インフラについて

◆ 上記課題1~4の考え方を基本としながらも、インフラは市民生活や経済活動を支える重 要な施設であり、「施設維持」が基本的な選択となります。このため、定期的な点検・診断 により施設の状態を正確に把握しながら、効果的・効率的な維持管理を行っていくととも に、改修時等には、新技術の導入や長寿命で維持管理が容易な構造を選択するなど、将来 的な維持管理等コストの縮減・平準化につながる取組を行っていく必要があります。

第4章 課題解決に向けた公共施設等のマネジメント

公共施設等の管理に関する基本方針

これまで本市では、多くの自治体が直面している「公共施設等の更新問題」をはじめ、本市の 人口や財政状況などに起因する課題を踏まえ、その解決に向けた「公共施設等のマネジメント」 に取り組んできました。公共施設等のマネジメントは、数年という単位では目に見える成果には つながりにくく、中長期の視点で、継続性を持って確実に取り組んでいくことが何より重要であ り、大きな成果につながっていくことになります。

本市では、これまで公共施設とインフラそれぞれ別の基本方針としていましたが、これまでの 考え方を継続しながらも、市としての基本となる軸を明確にするため、実際の検討(取組)順に 整理し、次のとおりとします。

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

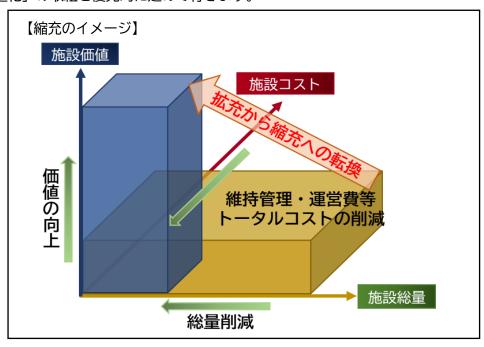
【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

この方針に基づき、「【基本方針 1】効果的・効率的な維持管理」を継続しながら、「【基本方針 2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化」と【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を並 行して検討し、取り組んでいきます。

公共施設においては、「機能(行政サービス)の充実=施設建設」という「拡充」の考え方から 完全に脱却し、これまでどおり、施設面積の縮小やトータルコストの縮減を図りながら、ユニバ ーサルデザイン化などの施設(建物)の機能と、ソフト面における必要な機能(行政サービス) 両面の機能を強化・充実させる「縮充」の視点を重視し、「【基本方針3】施設配置・総量の最適 化」を最優先に取組を進めて行きます。

また、インフラについては、「【基本方針1】効果的・効率的な維持管理」を最優先に、民間活 力の活用など、官民連携(PPP/PFI)の視点による「【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運 営の最適化」の取組を優先的に進めて行きます。



公共施設の管理に関する実施方針(取組)

(1) 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

ア 日常的な点検・診断等の実施

施設の安全性の確保や施設の状態を確認するため、日常点検及び定期点検を基本に、必要に 応じて臨時点検や診断等を実施して施設の安全性を確認するとともに、その履歴を集積・蓄積 し、計画的な維持管理・更新等を含む老朽化対策や本計画の見直しなどに活用していきます。 具体的には、「龍ケ崎市公共施設の適正管理に関する規則」に規定する「公共施設点検マニュ アル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく点検等を行っていきます。

イ 施設情報の整備

(ア)公共施設保全マネジメントシステム (BIMMS) 活用による情報の集積

建物の基本情報や設備機器情報、修繕・改修等の工事履歴や燃料費等の情報を「公共施設保 全マネジメントシステム(BIMMS)」に随時入力し、情報を集積・蓄積することにより、 施設横断的な分析などに活用します。

(イ)施設カルテ等の作成・活用

(ア)で集積した情報に加え、貸館機能を有する施設の稼働状況調査により集積した、貸館 機能を有する施設の部屋ごとの利用率や利用者数の情報のほか、施設の維持管理に関する行政 コスト情報をまとめた施設カルテを3年に1回を目途に作成し、施設の評価ツールとして活用 します。また、市公式ホームページ等に掲載し、広く市民に情報共有します。

(ウ)固定資産台帳の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳を毎年度適切に更新してい くとともに、点検・診断や詳細な維持管理・更新等の履歴など、公共施設マネジメントに資す る情報を必要に応じて追加するなど、公共施設保全マネジメントシステム(BIMMS)と住 み分けしながら両者を紐付けることにより、保有する公共施設に関する情報の管理を効率的に 行い、効果的・効率的な対策の検討に活用します。

ウ 計画的な維持管理・更新等の実施

(ア)維持管理・更新等の実施

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより、施設(建物)の機能の 保持・回復を図る管理手法である「予防保全型」の維持管理を基本に、施設(建物)の状態や 築年数、将来的な更新の有無等を考慮し、施設(建物)の機能や性能に関する明らかな不都合 が生じてから修繕を行う管理手法である「事後保全型」の維持管理を併用しながら、点検・診 断の結果や工事履歴等の施設情報を基に最適な手法を選択し、トータルコストの縮減・平準化 を目指します。

また、再編成を行うことが決定していない施設や将来的に維持管理・更新していくことが決 定した施設については、「目標使用年数」、「改修・更新周期」を目標に、「予防保全型」を基本 としながら、施設の長寿命化に向けて、長寿命化改修や更新を行っていきます。

なお、本市の公共施設については、「【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を最優先に、 施設の更新や廃止、多機能化・複合化など、再編成の取組を進めて行くことから、トータルコ ストの縮減・平準化などの財政面や複合化施設の築年数等のタイミングを考慮し、施設の実情 に応じた経済的・機能的な観点から、早めに施設の廃止や多機能化・複合化のための改修等を 行うことがあります。

a 目標使用年数

施設(建物)が年月の経過に伴って老朽化し、事実上使用できなくなるまでの年数を施設 (建物)の「標準耐用年数」と言います。本市が保有する公共施設の構造は、鉄骨鉄筋コン クリート造 (SRC 造)、鉄筋コンクリート造 (RC 造)、鉄骨造 (S造)、木造 (W造) などがあ りますが、耐用年数は構造によって異なります。

本市では、下図を参考に、標準耐用年数60年(軽量鉄骨造及び木造は40年)、目標使用年 数80年(軽量鉄骨造及び木造は50年)を基本とします。

【参考】	望まし	い目標使用年数
1971	主めて	/ V . 田 . l 巫 . K . l . L . X

		RC造、		S造				
用途		SRC造		重量S造			CB造	W造
		高品質	普通の品質	高品質	普通の品質	軽量S造	れんが造	VVÆ
		の場合	の場合	の場合	の場合			
学校 官庁	代表值	100年	60年	100年	<u>60年</u>	<u>40年</u>	<u>60年</u>	<u>40年</u>
住宅事務所病院	範囲	80~120年	50~ <u>80 年</u>	80~120年	50~ <u>80 年</u>	30~ <u>50年</u>	50~ <u>80 年</u>	30~ <u>50 年</u>
	下限値	80年	50年	80年	50年	30年	50年	50年

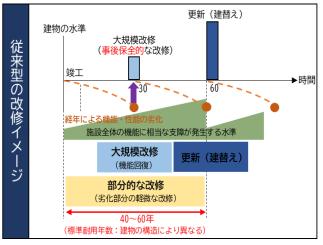
(社団法人日本建築学会編・発行『建築物の耐久計画に関する考え方』を基に本市で一部追記)

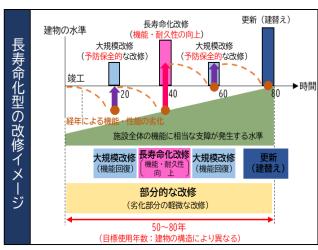
b 改修・更新周期

目標使用年数が80年の施設(建物)は、建設から20年と60年に機能を回復する「大規模 改修」を行い、中間の40年に機能面の向上を含む「長寿命化改修」、80年で「更新」を行う ことを基本とします。

また、目標使用年数が 50 年の施設(建物)は、「長寿命化改修」は行わず、中間の 25 年に 「大規模改修」のみを行い、50年で「更新」を行うことを基本とします。

標準耐用年数	目標耐用年数	改修・更新周期					
惊华 侧 用 牛 致	日惊顺用牛奴	20年	40年(25年)	60年	80年(50年)		
60年	80年	大規模	長寿命化	大規模	更新		
40 年	50年	_	大規模	_	更新		





(イ)中期5か年保全計画(中期事業計画)の作成・実行

公共施設の所管課において、毎年、点検・診断等の結果や集積・蓄積している工事履歴等の 施設情報を基に、公共施設マネジメントを統括する「企画課」や営繕等を担当する「都市施設 課」と協議を行った上で「中期5か年保全計画(中期事業計画)」を作成します。

「中期5か年保全計画(中期事業計画)」は、「施設(建物)の改修・更新周期」や再編成の 検討状況を踏まえ、「予防保全型」の維持管理などの視点で、「企画課」、「都市施設課」、「財政 課」等による一次査定・二次査定を経て、予算に反映させます。

なお、令和5 (2023) 年度からは、組織機構改革により「管財課」を新たに設置し、企画課 が担っている公共施設マネジメントの統括及び都市施設課が担っている営繕等は「管財課」に 集約することにより、包括的な管理体制を構築し推進体制を強化することとしています。

(ウ)官民連携 (PPP/PFI) の推進

本市では、市職員の知識の集積・継承のため、専門的な保守点検等について個別に業務委託 を行いながら、市直営による維持管理を基本としてきましたが、現在では、民間事業者等が一 括して管理を行う「包括管理」の手法を導入する自治体も少しずつ増えてきています。

「包括管理」など、施設(建物)の維持管理に民間資金・ノウハウを取り入れる手法につい て調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進していきます。

また、施設(建物)の更新等を行う際には、民間事業者等の資金やノウハウを活用するPF I 手法等の官民連携の取組を検討するほか、民間施設への移転など、施設(建物)を保有せず に行政サービスを展開する取組についても推進していきます。

エ 施設の安全確保及び施設機能の向上

(ア)施設の安全確保

公共施設は、日常利用に加え、多くが指定避難所として指定されるなど、地域の防災拠点と して、災害時に市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。このため、日常的な点 検・診断等の実施により、日々施設の安全性を確認するとともに、大規模改修等を行う際は、 本市の「地域防災計画」や「国土強靭化計画」などの災害対策関連計画を踏まえ、災害時の拠 点施設としての耐震性能の維持・向上のほか、発電設備や給水設備等のライフラインの確保に 関する機能の維持・向上に努めます。

なお、点検等により高度の危険性が認められた施設(建物)については、応急修繕を行うと ともに、速やかに施設(建物)の持つ社会的役割(機能)や利用状況等を勘案した上で総合的 な判断を行い、施設の更新・廃止や他施設への多機能化・複合化などの判断を行います。

(イ)ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年2月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、施設(建物) の改修等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

【ユニバーサルデザインの街づくりの考え方】

身体障害(聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等)、知的障害、精神障害(発達障害を含む) 等様々な障害のある人(身体障害者補助犬を同伴した人を含む)も移動しやすく生活しやすい ユニバーサルデザインの街づくり

- 街なかの段差の解消
- 狭い通路の解消
- バリアフリー化された駐車場の確保
- トイレの利用環境改善
- わかりにくい案内表示等の見直し

(ウ)脱炭素化(カーボンニュートラル)の推進

施設(建物)の改修等を行う際には、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指し、温室 効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の考え方を踏まえ、費用対効 果を考慮しながら、ZEB(ZEB Ready 相当)を目指して創エネルギー技術及び省エネルギー 技術(パッシブ技術、アクティブ技術)の導入を検討します。これらの技術(設備)の導入に より、建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量を抑制するとともに、どうし ても必要となるエネルギーについては、効率的な利用に加え、太陽光発電をはじめとした再生 可能エネルギー等の創エネルギーにより賄うことにより、施設(建物)の温室効果ガス排出量 の削減につながります。さらに、施設(建物)の運用段階においては、エネルギーマネジメン ト技術により、継続的なエネルギー消費量の削減を図ります。

なお、脱炭素化の取組については、「龍ケ崎市環境基本計画(龍ケ崎市地球温暖化対策実行 計画(区域施策編を含む))」、及び本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措 置に関する「龍ケ崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」との整合に留意します。

(2) 【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化

ア あるべき機能(行政サービス水準)の検討

本市では、ニュータウンの開発等により、昭和57(1982)年から人口が大きく増加し、平成 22 (2010) 年をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつありますが、同時期に公共施 設の整備と併せて、機能(行政サービス)を拡充してきた経緯があります。

これから人口減少・少子高齢化が進展していく中で、需要の変化への対応や本市の人口・財 政の見込みから、どの機能(行政サービス)を維持・充実させ、どの機能(行政サービス)を 廃止するのか、利用状況や情報技術の発展によるサービスの在り様の変化なども勘案しながら 取捨選択し、本市に合った持続可能な「あるべき行政サービス水準」を検討していきます。

なお、検討においては、そのサービスが「公共で行うべきサービスであるか」、「民間で代替 可能なサービスであるか」、また「その併用で行うべきサービスであるか」という3つの視点で 考え、そのサービスが施設(建物)を維持しなければ提供できないサービスであるかなど、施 設(建物)と機能(行政サービス)の関係に留意して検討します。

イ 効果的・効率的な事業運営

(ア)官民連携 (PPP/PFI) の推進

民間事業者等のノウハウを活用することにより、運営経費の縮減や利用者のニーズに対応し た質の高いサービスの提供が期待できる「指定管理者制度」の導入を推進していくほか、ネー ミングライツ事業の活用により、施設の愛称を命名する権利を民間事業者等に付与するなど、 公共施設に民間資金・ノウハウを取り入れる手法について継続して調査研究を行い、効果的・ 効率的な事業運営につながる手法の導入を推進していきます。

(イ)情報技術の活用

施設予約や施設利用へのデジタル技術の活用を推進し、利便性の向上や業務効率化、運営経 費の縮減を図るとともに、事務スペース等の縮小による総量の削減にもつなげていきます。

(ウ)使用料・手数料の適正化

使用料・手数料は、地方自治法により、市民相互の公平性の観点から「行政サービスの対 価」として利益を受ける者(受益者)が、受益の範囲内で応分の経済的負担をすることが定め られており、これを「受益者負担の原則」と言います。

本市では、「龍ケ崎市使用料・手数料等の設定基準」に基づき、施設の維持管理や役務の提 供に対し、施設の人件費等から計算した「原価」に、行政サービスの性質ごとの分類による 「受益者負担率」を乗じて算定することを基本としています。社会経済情勢の変化に対応した 適正な料金水準を維持していくため、原則3年ごとに定期的な見直しを行い、受益者負担の適 正化に努めます。

(3) 【基本方針3】施設配置・総量の最適化

ア 基本的な考え方

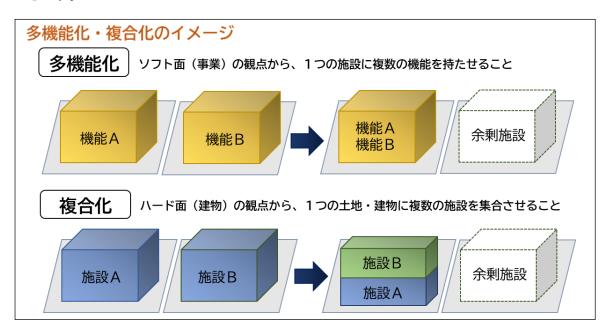
本市では、「施設(建物)=機能(行政サービス)」という固定観念を持たず、市全体のバラ ンスや地域特性に配慮しながら、「あるべき機能(行政サービス水準)の検討」や「効果的・効 率的な事業運営」の考え方を基本に、フラットな視点で必要な機能や適正な施設配置・規模等 の検討を行い、施設(建物)と機能(行政サービス)の組み合わせを最適化していきます。

なお、最適化により余剰施設が生じた場合には、土地や建物の民間事業者等への売却による 財源確保に努めるとともに、利用見込みの無い施設(建物)については、計画的に解体・撤去 (除却)を行うなど、遊休資産の適切な処分及び除却を推進します。

イ 最適化の手法

(ア)多機能化・複合化

機能(行政サービス)が類似している複数の施設を1つの施設として集約する「多機能化」 や機能(行政サービス)が異なる複数の施設を1つの建物に集約する「複合化」を推進してい きます。



(イ)他用途への転用

必要な機能(行政サービス)を担っているものの、施設の設置場所や利用時間帯及び物理 的・構造的な面から、稼働率が低い施設や維持管理コストが高い施設については、利用形態及 び運営形態の改善を図りつつ、他施設との多機能化・複合化を検討します。

なお、移転により空き施設(建物)となる場合には、最初に新たな機能(行政サービス)で の活用など、他用途への転用を検討します。

(ウ)新設の抑制

施設(建物)の新設は極力抑制し、政策的に必要となった場合のみ、長期的な総量の最適化 の範囲内で、費用対効果を検証して行うこととします。

この場合においては、多機能化・複合化の視点を踏まえ、利用形態及び運営形態の改善、他 用途への転用など将来の変化を見据え、スケルトン・インフィル方式により、自由度の高い設 計とします。

(エ)広域連携の推進

これからは、「無いから造る」ではなく、「国や他の自治体が管理する施設を使用する」、「他 の自治体と一緒に造って使用する」というような発想が必要になります。国や複数の自治体と お互いに公共施設の機能を補完し合っていけるよう、国が管理する施設の活用や近隣自治体と の広域連携の推進について検討します。

ウ 適正な施設総量

(ア)将来人口から見た施設総量

令和32(2050)年における本市の人口は50,979人と推計されており、令和4年(2022)年 4月1日の住民基本台帳人口の 76,009 人と比較すると、25,030 人減少することが予想され、 人口1人当たりの延床面積を現状維持とすると、施設総量を32.9%削減する必要がありま

なお、社人研による推計人口は、5年ごとに推計されていることから、計画最終年の前年で ある令和32(2050)年における推計人口から算定しています。

適正な施設総量

令和4年の人口(76,009人)-令和32年の推計人口(50,979人) 32.9%削減 令和4年の人口(76,009人)

(イ)改修・更新費用から見た適正な施設総量

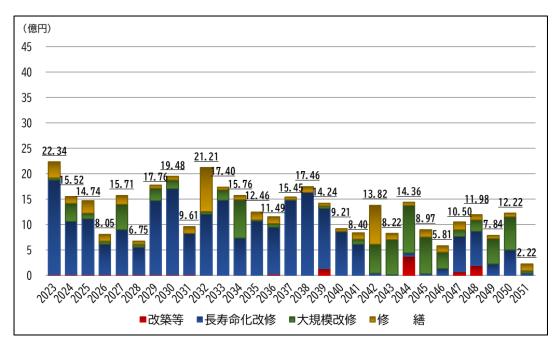
a 長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総 額 548.17 億円、年間平均で 18.90 億円要すると試算されているのに対し、「従来型」同様 に、対象施設を計画期間まで長寿命化した「長寿命化型」で維持していった場合に必要な改 修・更新費用は、総額 368.98 億円、年間平均で 12.72 億円と試算されており、総額で 179.19 億円、年間平均 6.18 億円の削減効果があります。

「長寿命化型」の場合には、構造により異なりますが、更新までの期間を 20 年程度先に延 ばすことができることから、計画期間内では、年間平均額の削減や施設の長寿命化と再編成 を組み合わせた取組により、費用の平準化が図れるなどのメリットがあります。

「長寿命化型」にすることにより、計画期間内に発生する改修・更新費用は、令和3 (2021) 年度までの5年間に掛かった公共施設の維持補修費及び投資的経費の年間平均12.65 億円と比較するとほぼ同額となることから、再編成の取組をしなくても対象施設(建物)を 維持できる試算となっています。

しかし、長い目で見た場合には、対象施設(建物)を目標使用年数まで使用することがで きたとしても、施設(建物)の建築年度の関係から、本庁舎等、計画期間直後に更新となる 施設(建物)が多く存在していること、また、政策的な視点から新たに整備を進めている施 設(建物)もあることから、再編成の取組は避けては通れません。



b 改修・更新費用から見た適正な施設総量

本市では、再編成を最優先に長寿命化を組み合わせながら最適化を図っていくこととして おり、本計画に基づき、個々の施設について再編成の検討を継続的に行っていく中で、「従来 型」で建物を維持しながら再編成に取り組んでいく施設と、「長寿命化型」により長期的に建 物を維持していく施設に分類し、コストの平準化を踏まえながら適時、必要な改修等を行っ ていくことになります。このため、改修・更新費用から見た適正な施設総量の試算について は、資材の高騰や社会経済情勢が不安定であることなども考慮し、より楽観的な試算となっ ている「長寿命化型」ではなく、厳しい試算となっている「従来型」を採用し、試算を行い ました。

その結果、「従来型」で改修・更新した場合に必要な事業費年間平均18.90億円に対して、 令和3(2021)年度までの5年間に掛かった維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.65 億 円を支出可能額と設定すると、施設総量を33.1%削減する必要があるという結果になりまし た。

従来型で維持した場合(18.90億円)-支出可能額(12.65億円) 適正な施設総量 33.1%削減 従来型で維持した場合(18.90億円)

(ウ)計画期間内の施設総量の目標

平成27(2015)年度に策定した本計画では、令和33(2051)年度の施設総量(延床面積)を 30%削減することを目標としています。

前記(ア)及び(イ)で行った将来人口や改修・更新費用からの試算では、

- 将来人口から見た施設総量:32.9%削減
- ◆ 改修・更新費から見た適正な施設総量:33.1%削減

が必要と算出されており、ともに概ね33%となっていることから、施設の長寿命化と再編成の組 み合わせによる30%削減という目標は妥当であると考えられます。

なお、30%の総量削減という目標は変更しないものの、本計画の見直しに伴い対象施設及び各 施設の延床面積の精査を行い、施設面積が変更となったことから令和3(2021)年度末時点の延 床面積を基準として、見直し後の計画開始年度である令和5(2023)年度から30%削減に改めて 取り組んでいくこととします。

3 インフラの管理に関する実施方針(取組)

(1) 道路(市道)

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

「龍ケ崎市道路パトロール計画」に基づき、視認による確認を月3回程度実施するほか、道 路状態による分類に応じて、路面性状調査を5年に1回程度行います。

施設情報の整備

道路台帳・植栽台帳・地上工作物及び地下埋設物台帳の整備や点検・診断結果についての記 録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行 う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図りま

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果 などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新 技術」の採用に努めます。

目標使用年数

道路舗装における目標使用年数は、暫定で10年に設定します。

官民連携 (PPP/PFI) の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間 資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる 手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化(カーボンニュートラル) の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の 役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(2) 橋梁

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

徒歩などにより目視による日常的な点検を実施するほか、橋梁の架設年度や立地条件等を十 分に考慮し、橋梁点検車等による定期点検を5年に1回行います。

施設情報の整備

橋梁台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・ 更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行 う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図りま す。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果 などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新 技術」の採用に努めます。

目標使用年数

予防保全型の目標使用年数は、架設後 41 年以上の鋼橋で 70 年、コンクリート橋で 85 年、架 設後 40 年以内で 100 年に設定します。

官民連携 (PPP/PFI) の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間 資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる 手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化(カーボンニュートラル) の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の 役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(3) 横断歩道橋

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

視覚による調査近接目視による日常的な点検を実施するほか、横断歩道橋の架設年度や立地 条件等を十分に考慮し、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などによる定期点検を5年に 1回程度行います。

施設情報の整備

台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新 等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行 う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図りま す。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果 などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新 技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は、70年に設定します。

官民連携 (PPP/PFI) の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間 資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる 手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化(カーボンニュートラル) の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃 止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(4) 下水道

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

マンホールや本管については、管路施設の機能(流下機能等)が確保されているか異常個所 等を発見するために目視を基本とした視覚調査による日常的な点検を実施するほか、リスク評 価による管路の重要度に応じて、点検頻度を5~15年、調査頻度を10~30年に設定し、管口力 メラや調査員による潜行目視調査等を行います。

処理場・ポンプ場施設については、リスク評価に基づき、点検及び調査頻度を5~10年程度 とし、管理棟の調査や設備の分解調査を行います。

施設情報の整備

下水道台帳の整備や施設の点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維 持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

施設の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理手法である「状 態監視保全」や、施設の特性に応じて予め定めた周期により対策を行う管理手法である「時間 計画保全」を基本に、計画的な維持管理と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果 などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新 技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、予算を平準化して可能な限り(標準耐用年数:管きょ 50 年、ポンプ 場・処理場管理棟50年、機械・電気設備15年以上)使用していくこととします。

官民連携 (PPP/PFI) の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間 資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる 手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化(カーボンニュートラル) の推進に努めます。

広域化・共同化の検討

公営企業会計の導入による効果的・効率的な施設の運営を図る観点から、施設の統廃合等も 含めた、広域化・共同化による下水道施設全体の最適化を検討していきます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃 止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(5) 河川

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

目視を基本とした視覚調査による日常的な点検を月2回行います。

施設情報の整備

点検結果や修繕の記録を整理し、維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

日常的な点検や定期的な除草、伐採などを行うことで施設の劣化状況の確認を行い、その状 態に応じて対策を行う管理手法である「状態監視保全」を基本に、計画的な維持管理と維持管 理コストの縮減を図ります。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、使用していくこととします。

(6) 公園

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

一般施設等の日常点検については、都市公園法第3条の2に定める都市公園の管理基準に適 合するよう国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針」に基づき、随時実施します。

また、遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に 基づき、公園施設製品整備技師等の専門技術者による定期点検を年1回実施します。

このほか、その他設備については関連法に定める定期点検を年1回実施するほか、定期点検 を実施しない一般施設等は、5年に1回以上健全度調査を実施し、施設の更新等を判断しま す。

施設情報の整備

公園台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・ 更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」と、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う 「予防保全型」の維持管理手法を施設の種類に応じて使い分け、計画的な補修による施設の長 寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果 などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新 技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、施設の種類に応じて、定期点検結果や健全度、予算の平準化等を考 慮して更新していくこととします。

官民連携(PPP/PFI)の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間 資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる 手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化(カーボンニュートラル) の推進に努めます。

【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化

民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、規模や地域性等に応じて、にぎ わいや交流人口の増加につながる新たな公園の活用手法について検討します。

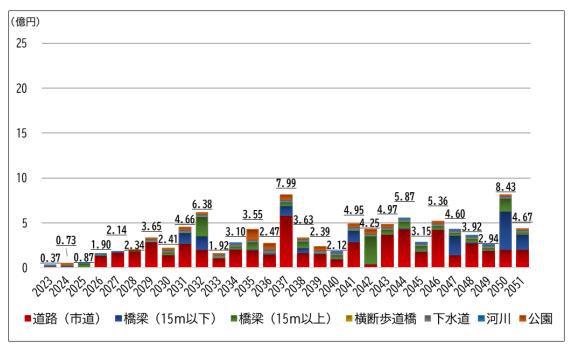
【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の 役割にも留意して、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

インフラ施設の長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 291.15 億円、年間平均で10.04 億円要すると試算されているのに対し、施設分類ごとに検討を加 え、点検・診断等の結果から、緊急性の高い施設に予算の投入を絞るなどの対策を施した「長寿 命化型」で対象施設を計画期間まで維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 100.09 億円、年間平均で3.45億円と試算されており、総額で191.06億円、年間平均6.59億円の削減効 果があります。この試算では、令和3(2021)年度までの5年間に掛かったインフラの維持補修 費及び投資的経費の年間平均 6.62 億円で維持することが可能となります。

しかし、この試算は厳しい財政状況を踏まえ、抑制的に計画しているものであり、下水道施設 においては、予算の平準化により年間平均 5.17 億円、従来型よりコストを縮減する試算となって います。このため、インフラについては、今後の施設の点検・診断等により、維持管理費が増え る可能性を含んでいます。



第 5 章 公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針

前章で示した公共施設全体の方針である「公共施設の管理に関する実施方針(取組)」を踏まえ、施 設分類ごとの現状や特性などに応じた基本的な考え方を示します。

市民文化・社会教育系施設

(1) コミュニティ関連施設(地域コミュニティ施設)

施設	施設数	基本方針
コミュニティセンター	13	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 地域の拠点として多世代が気軽に利用できるよう、行 政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能の付 加など、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業 務の効率化を図るため、機能の在り方や事業運営におけ る民間活力の活用について検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 市内13のコミュニティ地区に立地し、地域住民の交流 や生涯学習等、地域社会づくりに寄与する拠点として、 原則、施設を更新します。 更新の際には、災害時の地域拠点としての機能などを 踏まえて立地や規模を検討するとともに、他施設との多機能化・複合化を検討します。

(2) コミュニティ関連施設(全市的コミュニティ関連施設)

+/-=/	+ /_ =\\\\\	#+++
施設	施設数	基本方針
市民活動センター	4	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理
		コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による
市民交流プラザ		長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計
		画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		市民活動センターは、市民の社会貢献活動(市民活
		動)の支援拠点、市民交流プラザは、市民交流や市民活
		動の推進を目的としており、特に、市民交流プラザの機
		能は、コミュニティセンターと類似し、互換性が高くな
		っています。このため、利用状況等を勘案しながら、コ
		ミュニティセンター等他施設への一部機能の集約を検討
		します。
		また、市民活動センターは、指定管理者による運営が
		なされていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性
		の向上、業務の効率化を図るため、引き続き民間活力を
		活用した取組を進めていきます。

まいん「健幸」サポー トセンター

農業公園豊作村(総合 交流ターミナル)

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

一部機能の集約の検討などを踏まえ、将来的な他施設 との多機能化・複合化を検討します。

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

入居する市街地活力施設は、耐震改修等大規模改修を 実施しているものの、昭和39(1964)年度の建築で老朽 化してきていることから、建物の点検を行いながら計画 的な維持管理を行います。

【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 指定管理者による施設運営を検討するなど、市民ニー ズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図る ため、民間活力の活用を検討します。

また、介護予防事業等、本市の健康づくりに関する事 業の在り方の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しなが ら、機能の充実を前提として、他施設への機能の集約に ついて検討します。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

入居する市街地活力施設の老朽化状況や介護予防事業 等の在り方の検討を踏まえた上で、他施設との多機能 化・複合化を基本に、賃貸借している龍ケ崎市商工会と も協議し、今後の方針を検討します。

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。

【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 本市の貸農園としての機能は、龍ケ岡市民農園も含め て人気が高いものの、総合交流ターミナルの建物は、構 造上使用に制限を掛けていることもあり、利用者は少な くなっています。

本施設は、湯ったり館と併せた「農業公園豊作村」と して指定管理者が運営していますが、両施設ともに利用 者が減少傾向であり、運営コストの負担が課題となって います。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在 り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上 に取り組みます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

事業運営の方向性を踏まえ、維持更新のほか将来的な 他施設との多機能化・複合化、民間事業者等への売却や 廃止など幅広く検討します。

(3) 文化施設

施設	施設数	基本方針
文化会館	1	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化地域社会の芸術文化向上のための拠点であることから、機能を維持していくことを基本としますが、大ホール・小ホールともに50%に満たない稼働状況であるため、相乗効果を発揮する他施設の機能の受入れなどを検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 他市町村の施設を利用する広域連携の可能性も踏まえ つつ、原則、施設を更新します。 更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本 に、立地や規模を検討します。

(4) 図書館

(4) 凶百功 ***=1.*********************************	# ***
コストの平 長寿命化を基 画的な維持管 【基本方針2】様 図書の貸出 していくとと 養・文化の向 状況等を勘察 ます。 また、指定 ーズの変化へ ります。 【基本方針3】が 一部機能の 能の新しい形	基本方針 効果的・効率的な維持管理 下準化や縮減の観点から、予防保全型による 基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 管理を行います。 機能(行政サービス)・事業運営の最適化 出し機能について、電子図書館の利用を拡大 ともに、その他貴重な資料の収集や市民の教 的上に関する講座等の機能については、利用 なしながら、他施設への機能の集約を検討し 定管理者による運営を継続し、今後も市民二 への対応や利便性の向上、業務の効率化を図 を設配置・総量の最適化 の集約の検討などを踏まえた上で、図書館機 形を見据え、他施設への多機能化・複合化を ともに、更新する場合の立地や規模について

図書館北竜台分館 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分につ いて、計画的な維持管理を行います。 【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 新刊を主とした小規模な展開で、タブレットでの閲覧 も含めて本を身近に感じられ、且つ勉強や仕事に集中で きる落ち着いたスペースとしての機能は、これからの時 代に合った図書館の在り方として可能性のある形である ことから、機能を維持していきながら、さらなる機能の 付加等について検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民二 ーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図 ります。 【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、北竜台市街地の都市機能誘導区域内の商業 施設に立地し、多様な年代への読書活動を通じた市民の 教養・文化の提供が期待できることから、施設配置・規 模を維持していきます。

(5) 博物館

(5) 時物路		
施設	施設数	基本方針
歴史民俗資料館	1	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理
		コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による
		長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計
		画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		平成30(2018)年度まで指定管理者が運営していまし
		たが、現在では、専門知識を有する者の育成や調査・研
		究等の継続性などに配慮し、市直営で運営しています。
		展示方法や利用者が限定的であることが課題となって
		いることから、展示方法やイベント等における民間活力
		の活用を検討し、利用者の拡大を図ります。
		また、図書館所蔵の歴史的文書や公文書館の機能受入
		れなど、歴史に関する機能の集約について検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化
		本市の歴史及び民俗等の資料収集、調査・研究等の拠
		点であることから原則、施設を更新します。
		更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本
		に、立地や規模を検討します。

2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 体育館等

施設	施設数	基本方針
総合運動公園(総合体育館(たつのこアリーナ)) 総合運動公園(陸上競技場(たつのこフィー	-	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
(たっのこフィルド)) 総合運動公園(野球場 (たつのこスタジアム))		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 スポーツ活動の拠点であることから、機能を維持して いくことを基本とします。 各施設ともに同一の指定管理者が運営しており、様々 なイベントの展開やスケールメリットを発揮し、多世代 の健康づくりに寄与しています。今後も市民ニーズの変
		が健康 フくりに 前子 ひていよす。 ラ後も 市民 二一人の 変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、 指定管理者による運営を継続します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 スポーツ活動の拠点として定着していることから、原 則、立地を変更せず、施設を更新します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、施設規模を検討します。
高砂運動広場(高砂体育館) 北文間運動広場(北文間体育館・スポーツサ		【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
ロン北文間館)		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 両施設ともに同一の指定管理者が運営しており、総合 運動公園等その他スポーツ施設の1つとして、スケール メリットを発揮し、効率的な運営を行っています。今後 も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効 率化を図るため、指定管理者による運営を継続します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本市全体でのスポーツ施設の配置状況を踏まえ、利用 用途などを勘案しながら、他施設への多機能化・複合化 も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、立地や規模を検討します。

(2) レクリエーション施設・観光施設

(2) レグリエーション施設	施設数	基本方針
農業公園豊作村(湯ったり館)	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化本施設は、指定管理者により運営を行っていますが、民間の温浴施設との競合による利用者の減少等により、施設の維持管理や運営コストの負担が課題となっています。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上に取り組みます。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 事業運営の方向性を踏まえ、維持更新のほか将来的な 他施設との多機能化・複合化、民間事業者等への売却や 廃止など幅広く検討します。
観光物産センター		【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分につ いて、計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効 率化を図るため、民間活力の活用を継続します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 観光情報の発信や物産品の宣伝等を担っていることから、龍ケ崎市駅前の立地は適正であると考えています。 今後も本市の情報発信を行い、さらなる認知度向上への 取組を検討していきます。

3 産業系施設

(1) 産業振興施設

施設	施設数	基本方針
職業訓練共同施設	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理本施設は、茨城県の認定を受けた職業訓練校として、「職業訓練法人龍ケ崎地区高等職業訓練校協会」が管理運営しています。 昭和43(1968)年度の建築で、旧耐震基準の建物であることから、施設の移転等、今後の在り方も含めて検討を進めています。このため、方向性が決定するまでの間、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 機能維持や事業運営の在り方等について、協会や関係 市町と協議を行い、早期に今後の方向性について検討し ます。
農産物等直売所(たつのこ産直市場)		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 施設の老朽化状況や生徒数の減少傾向を踏まえ、協会 等との協議を行い、今後の方針について検討します。 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 市内を中心に生産された農産物等の特産品の提供により、地産地消を促進し、農業振興を図る本施設の機能は 維持していく必要があると考えていますが、観光物産センターやその他施設との多機能化・複合化によるスケールメリットを活かした、事業運営の効率化や情報発信な ど、民間活力の活用も含めて検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 文化会館駐車場に立地しており、プレハブの建物により運営されていることから、機能や事業運営の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、他施設への多機能化・複合化も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市の農産物等特産品の情報発信などを考慮し、立地や規模を検討します。

4 学校教育系施設

(1) 学校等(小学校)

施設	施設数	基本方針
小学校	11	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体 型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画 的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化本市の小学校では、現在、学校教育としての機能のほか、空き教室やグラウンドなどを利用して、学童保育や地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育やスポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性について検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のため、小学校同士の統合や小中一貫教育の進展による地域の実情を踏まえた施設一体型小中一貫校への移行を進めていきます。 統合等により廃校となった施設については、総量の最適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討、民間事業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的な検討を行います。

(2) 学校等(中学校)

施設	施設数	基本方針
中学校	6	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体 型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画 的な維持管理を行います。 【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 本市の中学校では、現在、学校教育としての機能のほ か、屋内運動場やグラウンドなどを利用して、地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。 学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育や スポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性 について検討します。

	【基本方針3】施設配置・総量の最適化
	少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のた
	め、小中一貫教育の進展による地域の実情を踏まえた施
	設一体型小中一貫校への移行を進めていきます。
	統合等により廃校となった施設については、総量の最
	適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討、民間事
	業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管
	理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的
	な検討を行います。

(3) その他教育施設		
施設	施設数	基本方針
学校給食センター第一調理場 学校給食センター第二調理場 調理場	3	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 新学校給食センターへの機能移転に伴い、機能廃止と なることが決定していることから、建物の点検を行いな がら、事後保全型による維持管理を行います。
마마스포스에		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		本施設は、市街化調整区域に立地しており、民間事業 者等の活用は制限を受けることから、施設用途廃止後 は、借地となっている他施設からの機能移転等、費用対 効果が見込める公共利用を基本に検討します。 なお、総量の最適化を最優先に、費用対効果が見込め
		ない場合には、建物を解体します。
教育センター		【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 教育相談や適応指導教室等、本施設の機能は、様々な 事情を抱える児童生徒やその家族等に対し、きめ細やか な支援を行うことにより、社会的自立へ向けての進路の 選択肢を広げる役割等を担っています。 事業の性質上、機能の見直しや事業運営の効率化には 適さない部分も多くありますが、市民ニーズの変化への 対応や利便性向上のための機能の見直し等、時代の要請 に合わせて検討していきます。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。 更新の際には、児童生徒が社会との交流につながる施 設との多機能化・複合化を視野に入れながら、立地や規 模を検討します。

5 保健福祉系施設

(1) 保健衛生施設

施設	施設数	基本方針
保健センター	1	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 整備を進めている新保健福祉施設への移転後の解体が 決定している施設であることから、解体までの間、建物 の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行い ます。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化市民に密着した健康相談,健康教育,健康診査等の保健サービスの拠点であり、市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の場として唯一の役割を担っている施設であることから、機能を維持していくこととします。事業運営については、健康診断や栄養指導等のソフト事業について、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 新保健福祉施設へ移転後、施設を解体し、土地を所有 者に返却します。

(2) 社会福祉施設

(2) 在云桶化他設		
施設	施設数	基本方針
地域福祉会館	1	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 「福祉のまちづくり」の実現を目指す社会福祉協議会 の活動拠点として、様々な関係機関協力のもと、福祉事 業やボランティア事業等で使用されています。 これらの機能は、市の生活困窮者支援とも関連が深い ことから、本庁舎等への機能移転も含め、社会福祉協議 会と検討していきます。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本館と新館の2つの建物により構成され、本館は昭和 54(1979)年度、新館は平成9(1997)年度と、築年数 に 18 年の差があります。 本館については、標準耐用年数 60 年での解体を基本と し、新館については、庁舎を補完する施設として、他施 設との多機能化・複合化を基本に更新を検討します。

(3) 高齢福祉施設

施設	施設数	基本方針
総合福祉センター	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理
		総合福祉センターについては、コストの平準化や縮減
元気サロン松葉館		の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編
		成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行いま
		ज 。
		また、松葉小学校内の施設を使用している元気サロン
		松葉館については、施設が管理する内装部分について、
		計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		両施設の持つ、高齢者の生きがいづくりや健康づくり
		等の機能については、必要な機能であり維持していくこ
		とを基本とするものの、個々の機能は他施設との類似性
		があることから、他施設との多機能化・複合化を検討し
		ます。
		また、事業運営については、総合福祉センターが指定
		管理者、元気サロン松葉館は市直営により運営していま
		すが、両施設ともに、市民ニーズの変化への対応や利便
		性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による
		運営の継続等、民間活力を活用します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化
		ふるさとふれあい公園と隣接しており、高齢者の拠点
		として適した場所に立地していますが、地盤が悪いこと
		に加え、小貝川が氾濫した際には 1.7mの浸水が想定さ
		れています。
		このため、当面の間は、高齢者のいきがいづくりの拠
		点として使用した上で、コミュニティセンター等貸館の
		稼働状況が低いことを踏まえ、他施設との多機能化・複
		合化を検討します。

(4) 障がい福祉施設

(4) 障がい福祉施設 施設	施設数	基本方針
障害福祉サービス事業	3	
所ひまわり園地域活動支援センター)	コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 障害福祉サービス事業所ひまわり園では、主に知的に 障がいのある方を対象に生活訓練や家族の就労支援等の ための一時預かり等を実施しており、地域活動支援セン ターでは、障がいにより働く事が困難な方の日中の活動 をサポートする事業を実施しています。 また、事業運営については、ひまわり園は社会福祉法 人龍ケ崎市社会福祉協議会が自主事業として運営しており、地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づ く市の委託事業として民間団体が運営しています。 両施設ともに、今後も市民ニーズの変化への対応や利 便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を 継続します。
こども発達センターつ ぼみ園		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 障害種別や定員数等を考慮すると現段階での民間移行 は困難なため、更新していくことを基本とします。 また、事業の性質上、他施設との多機能化・複合化は 限られることから、単独施設としての更新を基本に、適 正な立地や規模を検討することとします。 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として、 特別な支援を必要とする幼児・児童を対象に、個々の発 達状況に合わせた療育指導を行う機能を担っており、将 来的に職員体制等を見直し、児童発達支援センターへの 移行を検討します。 事業運営については、市直営により運営しています。 民間施設においても類似する施設はありますが、個別療 育のための専門職員を雇用する負担が大きく、同様のサ ービスを提供することは困難であるため、将来的にも市 直営を基本とし、部分的に業務委託等による民間活力の 活用を検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。

	事業の性質上、他施設との多機能化・複合化は限られ
	ることから、単独施設としての更新を基本に、適正な立
	地や規模を検討することとします。

(5) 児童福祉施設(保育所)

施設	施設数	基本方針
八原保育所	1	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。 【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となって おり、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心 して子育てができる環境の整備は重要な課題となってい ます。このため、保育所の機能は維持することを基本と します。
		また、本施設は市内唯一の公立保育所となっており、 保育のセーフティネット等公立保育所としての役割を担 うことから、当面の間は公立のまま運営していきます が、将来的には、公設公営を維持、若しくは民営化を検 討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 事業運営の検討の結果、公設を維持する場合には、市 全体の保育所配置や定員等を考慮し、他施設との多機能 化・複合化も含め適正な配置や規模を検討します。

(6) 児童福祉施設(学童保育ルーム)

(0) 尤里抽缸池改(于里)		,
施設	施設数	基本方針
保育ルーム	11	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理
		専用のプレハブを使用している馴柴・八原・城ノ内小
		学校保育ルームについては、コストの平準化や縮減の観
		点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な
		維持管理を行います。
		また、学校の余裕教室を使用している施設について
		は、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管
		理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となって
		おり、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心
		して子育てができる環境の整備は重要な課題となってい
		ます。このため、保育ルームの機能は維持することを基
		本とします。
		また、業務委託により運営していますが、今後も民間
		活力の活用を継続し、最適化を図ります。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化
各小学校に1施設配置しており、配置・総量ともに最
適化されていますが、プレハブを使用している3施設に
ついては、教室に余裕ができた場合には移転し、施設を
解体します。

(7) 児童福祉施設 (その他児童福祉施設)

(7) 児童福祉施設(その代	也児童福祉	施設)
施設	施設数	基本方針
さんさん館	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 共働き世帯の増加や核家族化などにより、育児相談や リフレッシュする時間と機会が失われ、地域との関わり も希薄になってきていることから、子育て支援センター での子どもを交えた交流は大事な機能となっています。 また、同施設ではこのほか、ファミリーサポートセン ターでの一時保育(リフレッシュ保育)や行政窓口機能 も入っており、多機能化・複合化され、利便性の高い施設となっています。 これらの機能は、原則、維持することを基本としますが、子育て支援センターや一時保育は、保育所等でも実施していることから、利用状況等を踏まえて今後の在り方を検討します。 事業運営については、子育て支援センターが市直営、 一時保育が業務委託により運営されています。市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、人気の高い龍ヶ岡公園や民間商業施設に隣接し、利便性の高い場所に立地していることから、同立地で子育て支援の拠点として更新していくことを基本とします。 更新の際は、他施設との多機能化・複合化を検討し、適正な規模を検討します。
駅前こどもステーショ ン		【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。 【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化
		(基本方針2) 機能(行政リーピス)・事業連呂の最適化 就労等時間に余裕のない保護者にとって、保育所への 送迎は大きな負担になっています。 一方で、事業運営については、業務委託により運営を

行っていますが、費用対効果に課題があるため、課題解 決に向けて今後の在り方について検討します。

また、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務 の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

現在、龍ケ崎市駅前に立地していますが、テレワーク の浸透等による電車利用の減少により、立地について再 検討が必要となっています。このため、相乗効果を発揮 する他施設との多機能化・複合化等、立地や規模の最適 化について検討します。

6 公営住宅等

(1) 公営住宅等

施設	施設数	基本方針
市営住宅	3	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 所得等何らかの障害により、適正な水準の住宅に居住 することが困難な「住宅困窮者」の生活安定を図るた め、セーフティネットとしての公営住宅の供給は今後も 必要であることから、機能を維持していくことを基本と します。 事業運営については、業務委託により行っており、今 後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効 率化を図るため、民間活力の活用を継続します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 現在、市営住宅は、奈戸岡・富士見・砂町に、県営住宅は、長山・小柴・奈戸岡に立地しています。 セーフティネットとしての機能は維持し、一定数の供給を行っていくことは今後も必要ですが、様々な手法を検討し、総量の最適化を図っていく必要があります。このため、奈戸岡住宅については用途廃止に向けた検討を行うこととし、富士見・砂町住宅については、県営住宅の動向を見ながら今後の在り方について検討します。 なお、施設更新の際は、適正な立地や規模の検討を行います。

7 行政系施設

(1) 庁舎等

施設	施設数	基本方針
市役所庁舎	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 行政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能 の付加など、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、 業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方につ いて検討します。 施設更新の際は、他施設の機能の集約や民間事業者等
		の入居等、官民連携(PPP/PFI)手法の活用による利便性 や魅力の向上に努めます。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 現庁舎は本市の中心に位置し、市内全域からアクセス しやすい立地であることから、現在地での更新を基本と し、様々な角度から検討した上で決定します。 なお、現在地で更新する場合には、現在整備している 新保健福祉施設や附属棟との位置関係に留意し、適正な 規模を検討します。
第二庁舎		【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 借地であることから、廃止となる施設への移転等を検 討しています。このため、当面の間、建物の点検を行い ながら、事後保全型により維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化本市の施設管理事務所と公益社団法人シルバー人材センターが使用しています。施設管理事務所は、道路の維持補修や除草、災害時の倒木への対応等インフラの維持管理の業務を担っていますが、将来的な委託等への移行を見据え、職員の新規採用を行っていません。このため、所管業務に支障が生じないよう、包括管理や業務委託等による民間活力の活用を早期に検討していきます。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、施設管理事務所と公益社団法人シルバー人 材センターの移転等の後、建物を解体し土地を所有者に 返却します。

(2) 庁舎等(出張所)

施設	施設数	基本方針
出張所	3	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 西部出張所は、今後の在り方を検討していることから、当面の間、建物の点検を行いながら、事後保全型により維持管理を行い、存続する場合には、予防保全型に切り替えて計画的な維持管理を行います。 また、東部出張所は他施設との複合施設、市民窓口ステーションは賃貸施設であることから、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化窓口機能を有する行政施設(出張所)は、「龍ケ崎市立地適正化計画(平成31年3月)」において、本庁舎が立地する龍ケ崎市街地を除く佐貫・北竜台・龍ヶ岡の各市街地の誘導施設に設定されていますが、市民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合わせたサービスの提供、本庁窓口の混雑改善、業務の効率化を図るため、行政サービスのデジタル技術の活用を踏まえた今後の在り方について再検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 佐貫市街地のみ出張所が立地していないことから、行 政サービスの在り方を再検討し、必要な場合には、西部 出張所を移転配置します。

8 都市基盤系施設

(1) 公園(管理棟等を有する公園)

施設	施設数	基本方針
森林公園(管理棟等) ふるさとふれあい公園 (アトリエ棟等)	3	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
龍ヶ岡公園(管理棟)		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」、地域住民が自然の中で創作活動やスポーツを通じて福祉の向上を図ることを目的とした広場としての「ふるさとふれあい公園」では、それぞれの設置目的が異なりますが、管理棟等の建物を設置して事業を行っている施設部分を公共施設として位置付けています。 これらの施設のレクリエーションを主とした機能は、必ずしも行政が担うべき機能ではありませんが、交流人口の増加や地域活性化につながる可能性を秘めています。このため、都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」については、民間事業者等との連携を視野に、それぞれの特徴を活かしながら魅力ある施設の再整備に向けた検討を行います。 また、「ふるさとふれあい公園」については、指定管理者により運営を行っていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方について検討します。引き続き、民間活力の活用を継続しながら、今後の機能の在り方について検討します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 機能や事業運営の検討を踏まえ、特に都市公園におい ては、公園としてのインフラ機能以外の施設について、 市では施設を持たず、民間事業者等による投資等、民間 活力を活用していくことを基本とします。

(2) 駐輪場

施設	施設数	基本方針
市営駐輪場	3	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化 周辺の民間駐輪場も含めた利用状況等を検証し、公共 駐輪場としての機能の在り方について検討します。 事業運営については、スケールメリットを活かして指 定管理者により運営していますが、今後も市民ニーズの 変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、 民間活力の活用を継続します。
		【基本方針3】施設配置・総量の最適化 在宅ワーク等社会経済情勢の変化に伴い、利用者が減 少しており、民間駐輪場も充実していることから、統合 による削減を目指します。

(3) その他施設

(3) その他施設		
施設	施設数	基本方針
市営斎場	2	【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化本市唯一の斎場機能であることから、原則、機能を維持していきますが、将来的な広域連携も視野に、継続的に調査研究を行います。 また、事業運営については、直営のもと、一部業務を委託して行っていますが、その他の民間活力の活用について、調査研究を行います。
北竜台防犯ステーション		【基本方針3】施設配置・総量の最適化原則、施設を更新していきます。 更新の際には、適正な立地や規模を検討します。 【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による 長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計 画的な維持管理を行います。
		【基本方針2】機能(行政サービス)・事業運営の最適化パトロールの実施や警察署等の連携により、市民の安全に資する機能として、重要な機能であることから、機能を維持することを基本とします。

事業運営については、市直営により運営しています が、人員配置や稼働時間等、効率的な在り方を検討する とともに、民間活力の活用についても検討します。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

竜ケ崎警察署や交番との位置関係上、北竜台市街地へ の配置は、市民の安心・安全確保の観点から適正と考え ています。

現在、単独の建物となっていますが、更新の際には、 民間施設や他施設との多機能化・複合化を基本として検 討します。

第6章 公共施設等マネジメントの実行

推進体制

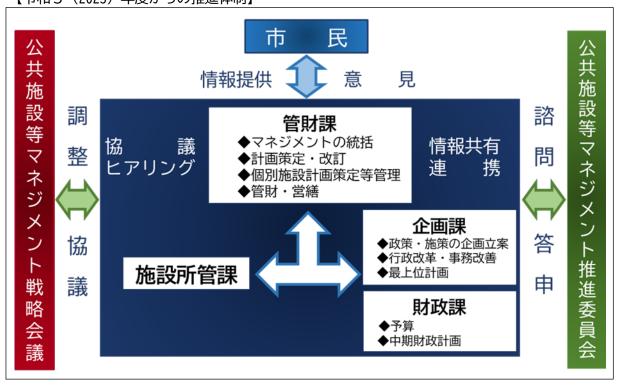
公共施設等の管理を組織横断的に行うための部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理す るための公共施設等マネジメントの推進体制を整備しています。

本市では、企画課において、公共施設の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等につい て、所管課との協議・ヒアリングを通じた情報の集約や整理を行うなど、公共施設等のマネジメ ントを統括し、管財・予算・中期財政計画等を担当する財政課、営繕部門を担当する都市施設課 と情報を共有するなど、庁内連携を強化しています。

また、公共施設等再編成の推進に当たり、計画の進捗管理や施設の有効活用に関する検討など について、幅広い視点から行っていくため、行政内部において「公共施設等マネジメント戦略会 議」を設置しているほか、外部会議として、関係団体や学識経験者、公募の市民を委員とする 「公共施設等マネジメント推進委員会」を設置しています。

さらに、令和5 (2023) 年度からは、組織機構改革により管財課を新たに設置し、企画課が担 っている公共施設等のマネジメント、都市施設課が担っている営繕業務、財政課が担っている管 財業務を1つの課に集約することにより、包括的な管理体制を構築し推進体制を強化することと しています。

【令和5(2023)年度からの推進体制】

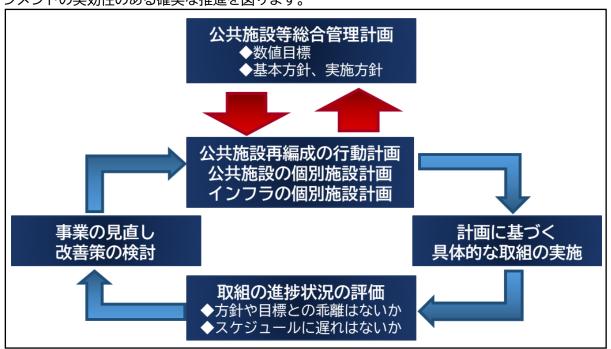


2 フォローアップの実施

公共施設等のマネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル(計画→実行→点 検→改善のサイクル)を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

業務サイクルは、最初に本計画に基づき、公共施設については「公共施設再編成の行動計画」 や「個別施設計画」、インフラについては「個別施設計画」を策定し、次に、これらの計画に基づ く取組を行いながら、年に1回を目途に進捗状況の評価を実施します。最後に、評価に基づき、 事業の見直しや改善策の検討を行い、その結果を次の計画の策定(改訂)に反映していきます。

また、本計画についても、評価の結果や社会経済情勢の変化、施設の点検・診断結果等により 不断の見直しを実施し順次充実させていくとともに、本計画の改訂に伴い必要となる関連計画の 見直しについても、各計画の見直し時期や周辺状況等を考慮しながら適時行い、公共施設等マネ ジメントの実効性のある確実な推進を図ります。



総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(1) 職員研修の実施

公共施設等のマネジメントを推進するに当たり、施設所管課の職員だけでなく、将来的に施設 を所管する可能性のある職員も含め、全職員が施設の維持管理や官民連携 (PPP/PFI) 手法等の施 設を取り巻く知識の修得をはじめ、財政状況等の市の現状や課題を理解し、一丸となって公共施 設等のマネジメントに取り組んでいく必要があります。このため、知識の修得や意識の醸成を図 るための職員研修を定期的に実施するとともに、国や県、民間事業者等が主催する様々な研修へ 積極的に参加します。

(2) 民間事業者等との情報交換

公共施設等を取り巻く課題解決に向けて、地域の企業や金融機関等と不定期に情報や意見交換 を行っていくとともに、定期的な情報交換の場の設置等、連携の在り方について検討していきま す。

資料編

用語解説

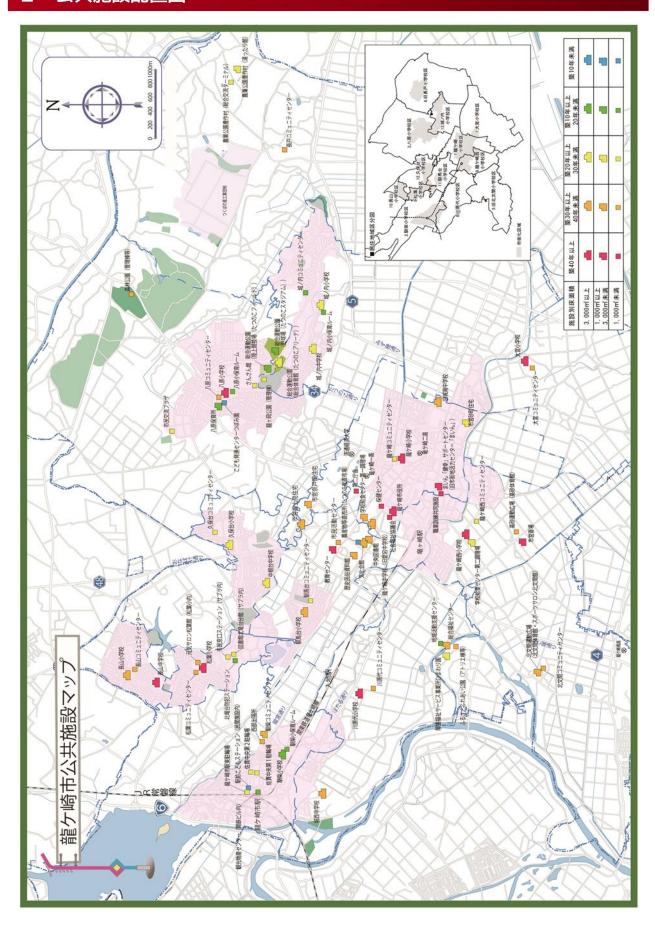
	用語	解説
あ行	維持補修費	公共施設等の機能を保全、維持するための経費のことを指しま す。
	依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方公共団体が独自に収入額を決められないため「依存財源」と言います。主なものとして、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債などが該当します。
か行	各種交付金	国の基準に基づき交付される交付金で、本計画では、「利子割 交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、「地方消 費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付 金」、「軽油引取税・自動車取得税交付金」、「自動車税環境性能割 交付金」、「法人事業税交付金」、「地方特例交付金等」、「交通安全 対策特別交付金」が該当します。
	国県支出金(国庫支出金・県支出金)	・国庫支出金 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等の総称のことを指します。 ・県支出金 県の市町村に対する支出金の総称のことを指します。
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される 経費のことを指します。
	減債基金	公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のことを指します。
	公共施設等マネジメ ント	公共施設等を自治体経営の視点から、総合的かつ統括的に企 画、管理及び活用していく仕組みのことを指します。
	公営企業会計	一般会計に対し、特定の歳入・歳出を一般の歳入・歳出と区分 して別個に経理される会計のことを指します。本市では、「公共 下水道事業」及び「農業集落排水事業」を有しており、下水道事 業として一体運営しています。
	公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のこ とを指します。
	公債費に準ずる債務 負担残高	地方債の元利償還金に準ずるような債務負担行為に基づく支出の残高のことを指します。
	国土強靭化計画	大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、地域への 致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に関する施策を計画的 に推進するための計画で、平時の備えを中心に、まちづくりの視 点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。
	固定資産台帳	固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を 個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定 資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用 年数等のデータを網羅的に記載したものを指します。

	用語	解説
さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のこと を指します。
	市債(地方債)	市が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。
	市税(地方税)	市が課税し、市に対して納める税金の総称のことを指します。 本市では、市民税(個人分、法人分)、固定資産税、軽自動車 税、市たばこ税、都市計画税があります。
	自主財源	地方公共団体が、自主的に収入できる財源のことを指します。 主なものとして、市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産 収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。
	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなる まで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった 住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設を指します。
	人件費	職員の給与、地方公務員共済組合等負担金、議員報酬等、人に 係る経費のことを指します。
	人口置換水準	転出・転入を加味せず、長期的な人口の増減を出生と死亡の水準で捉えた場合に、人口が長期的に増えることも減ることもなく、一定となる出生の水準のことを指します。
	スケルトン・インフ ィル方式	建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のことで、 「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」個 人専用の間取りや設備のことを指します。
た行	地域防災計画	地震や風水害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する観点から、国税として国が徴収した税収入を、客観的基準に基づいて国から地方公共団体に再配分されるもので、「普通交付税」と、普通交付税の算定に反映されない災害復旧などの個別の特殊財政需要額に基づき交付される「特別交付税」があります。 「普通交付税」は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。
	地方譲与税	国税を客観的な基準によって地方公共団体に譲与されるもの で、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税などが該当します。
	通常債	普通建設事業等に充てられる地方債
	積立金残高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合をいいます。
		【計算式】 籍立全確享比率(94)-(其全確享/標準財政規模) × 100
		積立金残高比率(%)=(基金残高/標準財政規模)×100 【標準財政規模】
		標準税率で算定した税収入額と地方譲与税などの税外収入に地方交付税 を加えたもので、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると考えら れる経常的一般財源の規模のことを指します。

	用語	解説
た行	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことを指します。通常は、道路や公園、学校、公民館その他の公共用施設又は公用施設の新増設や大規模修繕、大型備品の購入などに要する経費(普通建設事業費)が該当します。 なお、投資的経費は、その目的により普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の3つに区分されます。
	特定目的基金	教育など特定の目的のため、必要な事業に充てるための資金を積 み立てた基金を指します。また、特定の目的のため、定額の資金 を運用するために設けるものもあります。
	特例債	臨時財政対策債や退職手当債など普通建設事業以外にも充てられる地方債です。
	土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得 する必要のある土地をあらかじめ取得することにより,事業の円 滑な執行をはかるために積み立てる基金
な行	延床面積	建物の各階の床面積の合計のことを指します。
は行	ファシリティマネジ メント	企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用 環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用 する経営活動のこと。
	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことを指します。主なものとして、生活保護費、医療・介護の援助、児童手当等の支給、就学援助や保育所の運営費などが該当します。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が 支出する消費的性質の経費の総称のことを指します。主なものと して、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料などが該当します。
	補助費等	地方財政状況調査(決算統計)上の分類区分で、市から国や地方公共団体(県、他の市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付する現金的給付に係る経費のことを指します。主なものとして、報償費(講師謝礼など)、役務費(保険料)、負担金、補助金及び交付金(一般的な補助金、一部事務組合負担金)などが該当します。
ら行	ライフサイクルコス ト(LCC)	建物の設計費、建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、保全費、修繕、運用費などの運営管理費(ランニングコスト)、及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のことを指します。
A~Z	PFI (Private Finance Initiative (プライベート・ファイナン ス・イニシアティブ))	PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
	PPP (Public Private Partnership (パブ゛リック・プ。ライヘ゛ー ト・パ゜ートナーシップ。))	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して 行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政基金の効率的 使用や行政の効率化等を図るもので、「指定管理者制度」などが 該当する。

	用語	解 説
A~Z	ZEB (Net Zero Energy Building (ネット・セ゛ロ・エネルキ゛-・ヒ゛ ル))	快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物で、4つの種別に分類されています。 ・ZEB (ゼブ) 省エネルギー+創エネルギーで0%以下まで削減・Nearly ZEB (ニアリー・ゼブ) 省エネルギー+創エネルギーで25%以下まで削減・ZEB Ready (ゼブ・レディー) 省エネルギー50%以下まで削減・ZEB Oriented (ゼブ・オリエンテッド) 省エネルギー+未評価技術の導入により、概ね30%~40%以上削減(用途により異なる)

公共施設配置図 2



龍ケ崎市公共施設等総合管理計画(第4版)

発行年月:平成28年3月(初版)

平成31年3月(第2版) 令和4年3月(第3版)

令和 5年3月(第4版)

発 行 元:茨城県龍ケ崎市 市長公室 企画課

茨城県龍ケ崎市 3710 番地 TeL0297-64-1111 (代表)